

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

■ 基本方針

- 町長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務については、県が救助の主体となり災害救助を実施する。
- 各防災関係機関は、災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 要員（資機材を含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
町	○町災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保	○国又は他市町村職員の派遣要請	
防災関係機関		○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 災害対策本部の 設置等	町	1(1) 町災害対策本部の設置 1(2) 組織及び活動体制 1(3) 非常配備 1(4) 町災害対策本部設置の県等への報告
	防災関係機関	2 所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備
第2節 職員の派遣要請	町	(1) 国の職員の派遣要請 (2) 他市町村の職員の派遣要請 (3) 職員派遣のあっせん要求 (4) 知事への要請 (5) 被災市町村への町職員の派遣
第3節 災害救助法の適 用	県	(1) 災害救助法の適用 (2) 救助の実施 (3) 市町村への委任 (4) 救助の委任の留意点
	町	(1) 救助の実施 (2) 県が行う救助の補助

第1節 災害対策本部の設置等

1 町における措置

町は、町の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、町の区域内の公共的団体、町民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

(1) 町災害対策本部の設置

町の区域内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、町長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の2の規定により町災害対策本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策を概ね完了したと認めたときは、これを廃止する。

町災害対策本部は、町長を本部長として町の全機構を総括するものであり、その所掌事務として、水防、災害救助、災害警備その他災害応急対策を包括する。

なお、災害対策本部等の運営の方法、非常配備体制、勤務時間外等における職員の動員方法等については、防災活動に即応できるよう南知多町災害対策本部条例（昭和38年南知多町条例第3号）等に定める。

また、町災害対策本部は、次の基準に該当した場合に設置し、災害発生のおそれが解消し、又は本部長が災害応急対策を概ね完了したと認めたときに廃止する。

〈設置の基準〉

- ・ 大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報、大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報又は高潮警報の気象予警報のいずれかが、南知多町に発表されたとき。
- ・ 町の地域に土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- ・ 南知多町に大雨、洪水注意報の1以上が発表され、災害発生のおそれがあるとき。
- ・ 上記以外で、町の区域内に相当規模の災害が発生するおそれがあるとき又は相当規模の災害が発生した場合で、町長が必要と認めるとき。

（注）災害の規模、程度により本部を設置するに至らない場合は、平常時の組織をもって対処する。

町災害対策本部を設置したときは、その旨を明らかにするため、次のとおり標識の掲出等を行う。

〈標識等〉

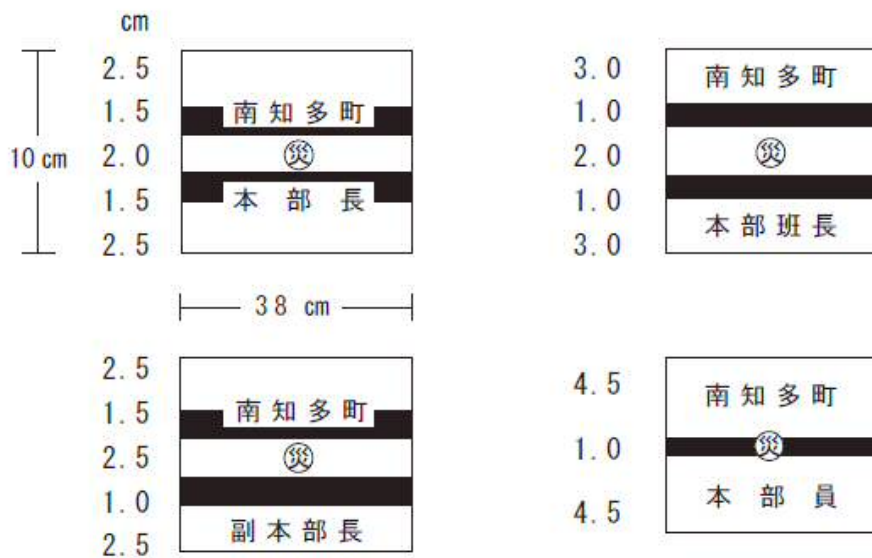
- ・ 町災害対策本部が設置されたときは、その設置を示すため、役場本庁舎正面玄関及び会議室に別図（1）の規格の標識を掲げるものとする。
- ・ 町災害対策本部が設置されたときは、本部長、副本部長、本部員その他職員は、別図（2）の規格の腕章を着用する。
- ・ 災害時において使用する本部の車両は、別図（3）の規格による標識をつける。
- ・ 災害応急対策活動に従事する職員の服装は、原則として防災服（水防服、消防服を含む。）

とする。ただし、状況等により、活動に適した服装を着用することができる。

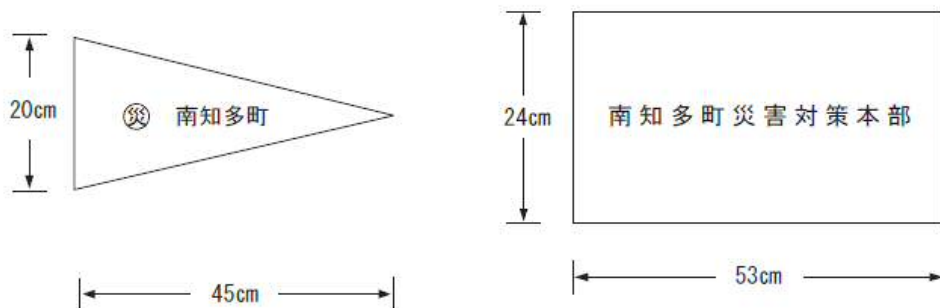
別図(1)



別図(2)



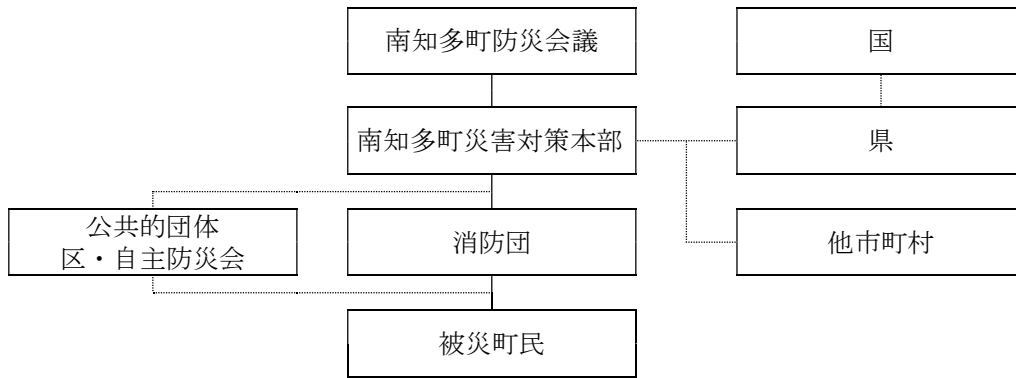
別図(3)



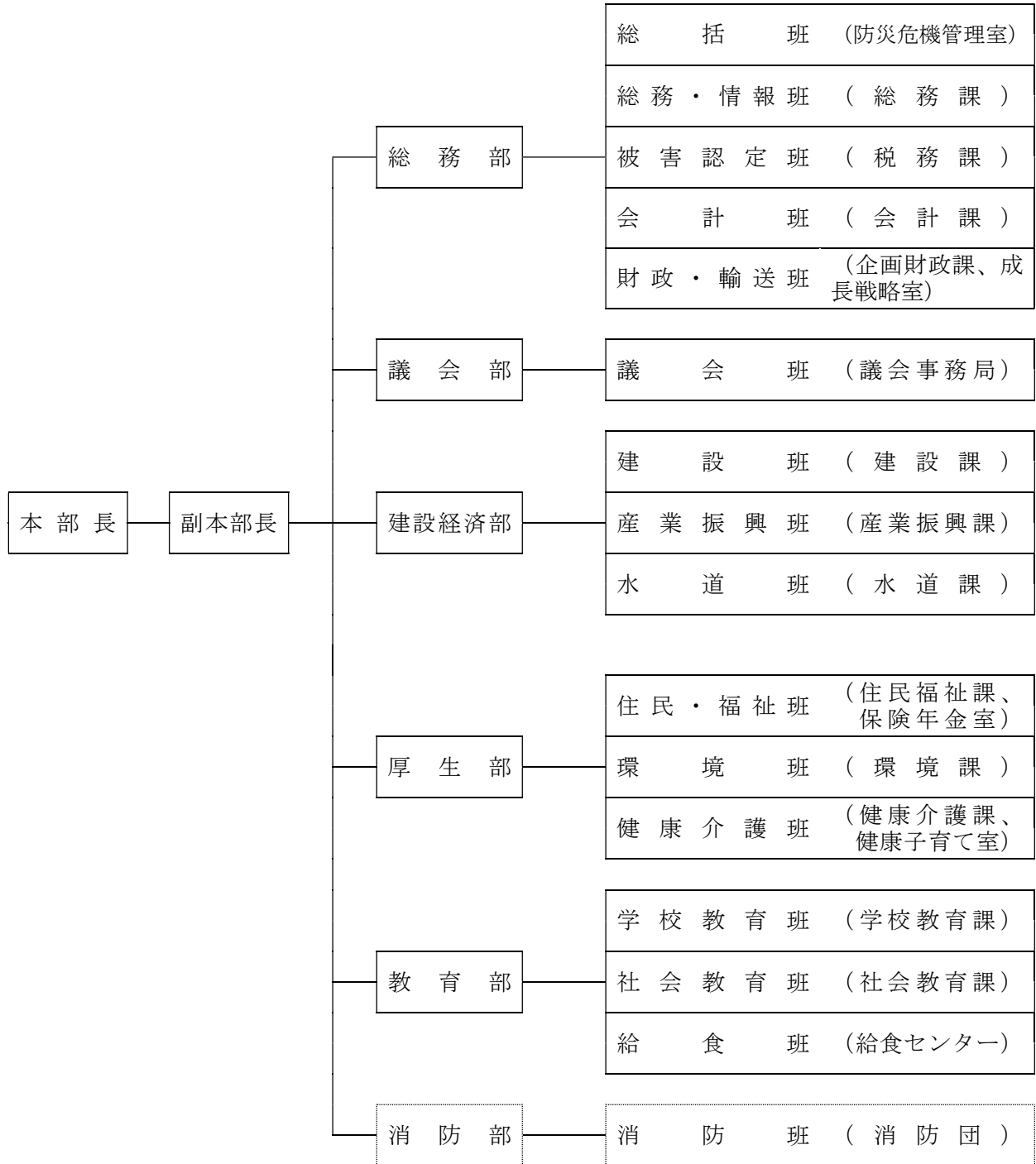
※ (災) 文字は赤色、
地は白色

(2) 組織及び活動体制

ア 災害対策系統図



イ 災害対策本部



南知多町災害対策本部事務分掌

本部員会議	所掌事務
本部長 町長 副本部長 副町長・教育長 本部長 各部長	1. 重要な災害情報及び被害状況の分析並びに災害応急対策の基本方針に関する事。 2. 避難の指示等の決定に関する事。 3. 応急災害救助に関する事。 4. 自衛隊の災害派遣要請及び広域応援要請に関する事。 5. 災害救助法の適用に関する事。 6. 本部の非常配備体制の切替え及び廃止に関する事。 7. その他災害対策に関する重要な事項に関する事。

部名	班名	所掌事務
総務部 部長 総務部長	総括班 班長 防災危機管理室長	1. 防災会議の庶務に関する事。 2. 災害対策本部の庶務に関する事。 3. 職員の非常招集及び動員計画に関する事。 4. 消防活動（消防団、消防署）の連絡調整に関する事。 5. 消防施設の被害調査及び復旧に関する事。 6. 気象予警報及び情報の受領伝達に関する事。 7. 自衛隊の災害派遣要請・広域応援要請に関する事。 8. 災害応急対策の調整に関する事。 9. 災害復旧の調整に関する事。 10. 各部との連絡調整に関する事。 11. 災害救助法（総括、県との調整）に関する事
	総務・情報班 班長 総務課長	1. 出動職員の公務災害及びり災職員の厚生に関する事。 2. 外来見舞客の応接に関する事。 3. サービスセンターとの連絡調整に関する事。 4. 庁舎における電力の確保に関する事。 5. 避難指示等の周知並びに各種災害情報の伝達及び広報に関する事。 6. 町民の安否情報の収集及び提供に関する事。 7. 報道機関その他関係機関に対する被害状況及び災害対策等の発表及び情報提供に関する事。 8. 被害状況の取りまとめ及び県への被害状況速報に関する事。 9. 情報システム及び情報ネットワークの保全及び復旧に関する事。 10. 他自治体等からの受援の対応に関する事

【風水害等災害対策計画】
第3編：災害応急対策

	班 名	所 掌 事 務
	被害認定班 班 長 税 務 課 長	1. 各地区の住家及び非住家（公共建物を除く。）の被害調査に関する事。 2. 被害認定及び罹災証明の交付に関する事。 3. 被災者の税の減免、徴収猶予、納税相談等に関する事。
	会 計 班 班 長 会計管理者兼 会 計 課 長	1. 義援金の収受に関する事。 2. 応急救助に要する経費の支出に関する事。 3. 災害に係る国、県費の出納に関する事。
	財政・輸送班 班 長 企画財政課長 副班長 成長戦略室長	1. 復旧・復興計画の策定に関する事。 2. 災害応急対策及び災害復旧に係る財源措置に関する事。 3. 国県その他関係諸機関に対する要望及び陳情に関する事。 4. 応急復旧工事等の設計審査に関する事。 5. 応急復旧工事等の検査に関する事。 6. 町有財産の被害調査の取りまとめに関する事。 7. 町有財産の応急復旧の指導に関する事。 8. 災害救助法（求償等費用負担）に関する事。 9. 物資の輸送に関する事。 10. 物資の輸送における各部との連絡調整に関する事。 11. 車両の把握及び配車計画に関する事。 12. 公共交通機関の被害調査及び復旧並びにこれらの情報の提供に関する事。 13. 帰宅困難者に対する支援に関する事。 14. 離島の応急対策等の調整に関する事。
議 会 部	議 会 班 班 長 議会事務局長	1. 議会との連絡に関する事。 2. 他部への応援協力に関する事。

部 名	班 名	所 掌 事 務
建設経済部 部 長 建設経済部長	建設班 班 長 建設課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、河川、橋梁、海岸、港湾、漁港等土木 施設（以下「土木施設」という。）及び農道、ため池、用排水路等農業用施設（以下「農業用施設」という。）の防災応急工作に必要な資器材及び人員の確保に關すること。 2. 水防に關すること。 3. 土木施設及び農業用施設の被害調査に關すること。 4. 土木施設及び農業用施設の防災応急工作並びに復旧工事に關すること。 5. 交通の制限及び規制に關すること。 6. 町営住宅の被害調査及び応急復旧に關すること。 7. 応急仮設住宅に關すること。 8. 仮設住宅の入所者の選定に關すること。 9. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に關すること。 10. 被災者の住宅建設に關する相談指導に關すること。 11. 液状化の発生状況調査及び応急対策に關すること。
	産業振興班 班 長 産業振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 漁業協同組合、農業協同組合等、商工関係団体等関係諸団体との連絡に關すること。 2. 漁業、水産、農作物関係の被害調査に關すること。 3. 観光施設の被害調査及び応急復旧に關すること。 4. 商工業者の被害調査及び応急復旧の指導に關すること。 5. 海上流出油の防除に關すること。 6. 農作物の応急技術対策及び農家の経営復興対策に關すること。 7. 家畜の防疫に關すること。 8. 農業用資材、飼料等の調達あっせんに関すること。 9. 農業関係復旧事業の融資に關すること。 10. 応急救助物資の調達に關すること。 11. 観光旅行者の安全対策等に關すること。
	水道班 班 長 水道課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飲料水の供給計画に關すること。 2. 飲料水の確保及び供給に關すること。 3. 水道施設の被害調査及び復旧に關すること。 4. 下水道施設の被害調査、防災応急工作及び復旧工事に關すること。

部 名	班 名	所 掌 事 務
厚 生 部 部 長 厚 生 部 長	住 民 ・ 福 祉 班 班 長 住民福祉課長 副班長 保険年金室長	1. 行方不明者及び死亡者の身元確認に関する事。 2. 各地区の人身の被害調査に関する事。 3. 住家等の被害状況報告に関する事。 4. 現地救助関係者、団体との連絡調整に関する事。 5. 避難所の開設及び管理運営に関する事。 6. 避難所における援助、協力関係者の連絡調整に関する事。 7. 避難所における救援物資等の必要品目・数量等の調査、調整、受付及び配分に関する事。 8. 災害ボランティアセンターの開設及び管理運営に関する事。 9. り災者の救出における県その他関係機関との連携に関する事。 10. り災者の保護及び炊出しに関する事。 11. 日赤愛知県支部への協力要請に関する事。 12. 災害時要配慮者（高齢者・乳幼児・妊産婦を除く）のり災状況調査及び支援に関する事。 13. 被災者生活再建支援制度に関する事。
	環 境 班 班 長 環 境 課 長	1. ごみ、がれき及び汚物の除去に関する事。 2. 埋火葬の相談に関する事。 3. 死体の一時安置に関する事。 4. 仮設トイレの調達及び配備に関する事。 5. ペット対策に関する事。 6. 清掃施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 7. 知多南部衛生組合及び知多南部広域環境組合との連絡調整に関する事。
	健康介護班 班 長 健康介護課長 副班長 健康子育て室長	1. 救護所の設置に関する事。 2. 感染症の予防及び防疫等に関する事。 3. 医師との連絡に関する事。 4. 避難者等の心のケア及び健康管理に関する事。 5. 災害時要配慮者（高齢者・乳幼児・妊産婦）のり災状況調査及び支援に関する事。 6. 保育所等との連絡に関する事。 7. 保育所その他関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事。

部 名	班 名	所 掌 事 務
教 育 部 部 長 教 育 部 長	学校教育班 班 長 学校教育課長	1. 学校等との連絡に関する事。 2. 学校施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 3. 児童・生徒の心のケアに関する事。 4. 災児、生徒に対する教科書及び学用品の調達、供給に関する事。 5. 避難所の開設及び管理運営の協力に関する事。
	社会教育班 班 長 社会教育課長	1. 文化財の保護に関する事。 2. 社会教育施設の被害調査及び復旧に関する事。 3. スポーツ施設の被害調査及び復旧に関する事。 4. 避難所の開設及び管理運営の協力に関する事。
	給食班 班 長 学校給食センター所長	1. 応急給食に関する事。 2. 炊き出しの協力に関する事。

注 当該班の班員のみでは対応できない場合は当該班の属する部の部長の判断により当該部内において応援体制を講ずるものとし、当該応援体制を講じてもなお対応できない場合は本部長の判断により他の部からの応援体制を講ずるものとする。

(3) 非常配備

町の地域内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、防災の推進を図るため、各部課等は次のとおり非常配備態勢を講じるものとする。

ア 非常配備の基準

非常配備の種別、配備内容、配備時期は次の基準による。

種別	配 備 内 容	配 備 時 期	摘 要
第1非常配備	災害の発生が予想され、今後の状況の推移に注意する場合又は小災害が発生した場合に、主として情報の収集及び伝達を実施するとともに、相互連絡を行い、直ちに第2非常配備体制に必要な要員が確保できる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 大雨及び台風期（6月～10月）において、次の各注意報の1以上が南知多町に発表され、本町に直接・間接に影響のおそれがあるとき。 (1) 大雨注意報 (2) 強風注意報 (3) 洪水注意報 (4) 高潮注意報 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき又は報道に接したとき。 町又は町の周辺地域において震度4の地震が発生したとき及び震度4以下の地震により小規模の被害が発生したとき。 その他必要により町長が当該非常配備を指令したとき。 	町災害対策本部が設置されない場合でも、平常時の組織として配備につく。
第2非常配備	相当規模の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、各種対策活動に支障のない人員をもってあたるもので、事態の推移に伴い速やかに第3非常配備に切り替えるものとし、災害発生とともにそのまま直ちに応急対策活動を開始できる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 次の特別警報の1以上が南知多町に発表されたとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 暴風雪特別警報 (4) 波浪特別警報 (5) 高潮特別警報 次の警報の1以上が南知多町に発表され、本町に被害の発生が予想されるとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 暴風雪警報 (4) 洪水警報 (5) 高潮警報 町の地域に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 伊勢湾・三河湾に津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき。 町域に震度5弱の地震が発生したとき又は震度4以下の地震により相当規模の被害が発生したとき。 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表されたとき。 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。 	必ず町災害対策本部が設置される。
第3非常配備	所要の人員全員をもって、応急対策活動にあたる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 町内全域にわたって風水害・地震が発生し、被害が特に甚大と予想される場合で、本部長が当該非常配備を指令したとき。 町域に震度5強以上の地震が発生したとき。 東海地震注意情報の発表又は警戒宣言の発令がされたとき。 町内に予想されない重大な災害が発生したとき。 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。 	必ず町災害対策本部が設置される。

※ 町長は、この基準のほか、災害の状況その他により、特定の班のみ配備の指令を発することができる。

※平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

イ 非常配備体制下の活動

(ア) 第1非常配備体制下の活動

- a 本部班長（「非常配備編成表による本部班長をいう」以下同じ）は、県知多県民事務所と連絡をとり、気象予警報、その他必要事項について各地区班長及び区長、消防団等関係機関に伝達するとともに現地からの情報を収集する。
- b 第1非常配備に該当する各班の責任者は、情勢に即応した体制を整え、相互に連絡を密にし、その人員及び配備状況を本部班長に報告する。
- c 本部班長は、気象予警報の内容、配備の状況その他必要事項を本部長に報告する。

(イ) 第2非常配備体制下の活動

- a 本部長は、本部の機能を円滑ならしめるため、本部室を開設する。
本部室は、本部員会議及び情報連絡室で編成し、その所掌事務は次のとおりである。

〈本部員会議〉

- ・ 重要な災害情報及び被害状況の分析並びに災害応急対策の基本方針に関すること。
- ・ 避難の指示に関すること。
- ・ 応急災害救助に関すること。
- ・ 自衛隊の災害派遣要請及び広域応援要請に関すること。
- ・ 災害救助法の適用に関すること。
- ・ 本部の非常配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- ・ その他災害対策に関する重要な事項に関すること。

〈情報連絡室〉

- ・ 本部員会議及び各部門の連絡調整に関すること。
 - ・ 被害状況の把握に関すること。
- b 各班の責任者は、関係機関と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、避難・立退きその他の緊急措置について本部班長に報告し、必要な進言を行う。
 - c 各班の責任者は、所要の人員を非常業務に就かせるとともに、装備、資機材等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
 - d 情報連絡室には、地図、図表等を掲示し、被災状況の記入、災害救助の状況、避難者の収容状況その他応急対策の進捗状況を明示しておく。

(ウ) 第3非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下の活動と同じであるが所要の人員全員をもって対処する。

(エ) 非常配備時における職員（部員）の留意事項

- a 職員（部員）は、各非常配備において与えられた事務又は業務がある場合は、当該事務又は業務を他の一般事務に優先して処理しなければならない。
- b 職員（部員）は、常に気象情報等に注意し、各非常配備に即応した配備に就くことができるよう留意しなければならない。

- c 職員（部員）は、非常配備体制中は自ら配備時期を確認するとともに、不急の外出は避け待機しなければならない。
- d 職員（部員）は、非常配備体制中、交代者と引継ぎを完了するまでは勤務場所を離れてはならない。

ウ 非常配備の伝達

(ア) 平常時（勤務時間内）の職員の非常連絡

- a 総務部防災危機管理室は、勤務時間内に、防災行政無線その他連絡機関より非常配備に該当する注意報、警報等を受領したときは、町長、副町長及び総務部長に報告し、配備体制の指示を受け各部長、課長に連絡するものとする。
- b 各部長・課長等は、あらかじめ部員の非常連絡の系統を定め、所属の部員に対して周知徹底しておく。

(イ) 勤務時間外、休日等における職員の非常連絡

a 非常連絡及び動員

勤務時間外、休日等における職員の非常連絡は、次のとおりである。

- ・ 非常連絡員
各部長は、非常連絡を円滑に行うため、その所管課ごと正副2名の非常連絡員を定め、あらかじめ総務部長に届け出ておくものとする。
- ・ 非常連絡
 - 宿日直勤務職員等は、非常配備に該当する注意報・警報又は災害に関する緊急情報を受領したときは、直ちに防災危機管理室長、担当本部班長その他必要な者に報告しなければならない。
 - 宿日直勤務職員等は、災害に関し、その他上司から指示を受けたときは、状況判断により必要な箇所に緊急連絡を行う。
 - 各課の非常連絡員は、上記により宿日直勤務職員等から連絡を受けたときは、直ちに関係上司に報告するとともにその指示に基づき所属職員に連絡を行う。
 - 非常連絡員により連絡を受けた職員は直ちに登庁し、所要の任務につくものとする。
 - 各部長・課長等は、あらかじめ部課員の非常連絡の系統を定め、所属の部課員に対し周知徹底をしておかなければならない。

(4) 町災害対策本部設置の県等への報告

町長は、町災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、半田警察署、知多南部消防組合等の関係機関に通報するものとする。

2 防災関係機関における措置

(1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整えておくものとする。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

(2) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

(3) 惨事ストレス対策

ア 捜索、救助・救急又な消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2節 職員の派遣要請

町における措置

(1) 国の職員の派遣要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合に、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

(2) 他市町村の職員の派遣要請

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めたときは、他の市町村長に対し職員の派遣について応援を求める。

(3) 職員派遣のあっせん要求

町長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合は、知事に対して、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

また、町長は、知事に対して、地方自治法（昭和22年法律第67号）による職員の派遣についてあっせんを求める。

(4) 知事への要請

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めたときは、知事に対し職員の派遣について応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

(5) 被災市町村への町職員の派遣

町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第3節 災害救助法の適用

1 県における措置

(1) 災害救助法の適用

知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

(2) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用された場合に行う主な救助の種類は、次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村（県が委任）	
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）	

(3) 市町村への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村（県が委任）	
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県（建設局）	
食品の給与	市町村（県が委任）	
飲料水の供給	市町村（県が委任）	
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）	
医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市町村（県が委任）	
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建築局）
学用品の給与		

市町村立学校児童生徒分	市町村（県が委任）
県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）
埋葬	市町村（県が委任）
死体の捜索及び処理	市町村（県が委任）
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）

(4) 救助の委任の留意点

市町村へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

(5) 災害救助法が適用された場合の留意事項

知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。

2 町における措置（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

町長は、町の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

町長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

第2章 避難行動

■ 基本方針

- 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に町民等へ伝達する。
- 町長（災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条））は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、町機関及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達システムの障害時における体制に留意するものとする。
- 高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- 町長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
町	<ul style="list-style-type: none"> ○伝達された情報等の町民等への周知徹底 ○立退きの指示 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 		
報道機関	○迅速な警報の放送		

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報等の伝達	町	1 必要事項の町民及び所在の官公署への周知
	その他防災関係機関	2 法令及び自らの防災計画等による必要な措置
第2節 避難情報	町	1(1) 避難情報の発令 1(2) 知事等への助言の要求、ホットラインによる情報共有 1(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項） 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求 1(5) 広域一時滞在に係る協議
	水防管理者（町）	2(1) 立退きの指示 2(2) 通知（水防法第29条）
第3節 町民等の避難誘導等	町等	1 町民等の避難誘導等 2 学校、保育所等の避難対策 3 病院等の避難対策 4 避難行動要支援者の支援
第4節 広域避難	町	1 広域避難に係る協議

第1節 気象警報等の発表、伝達

1 町における措置

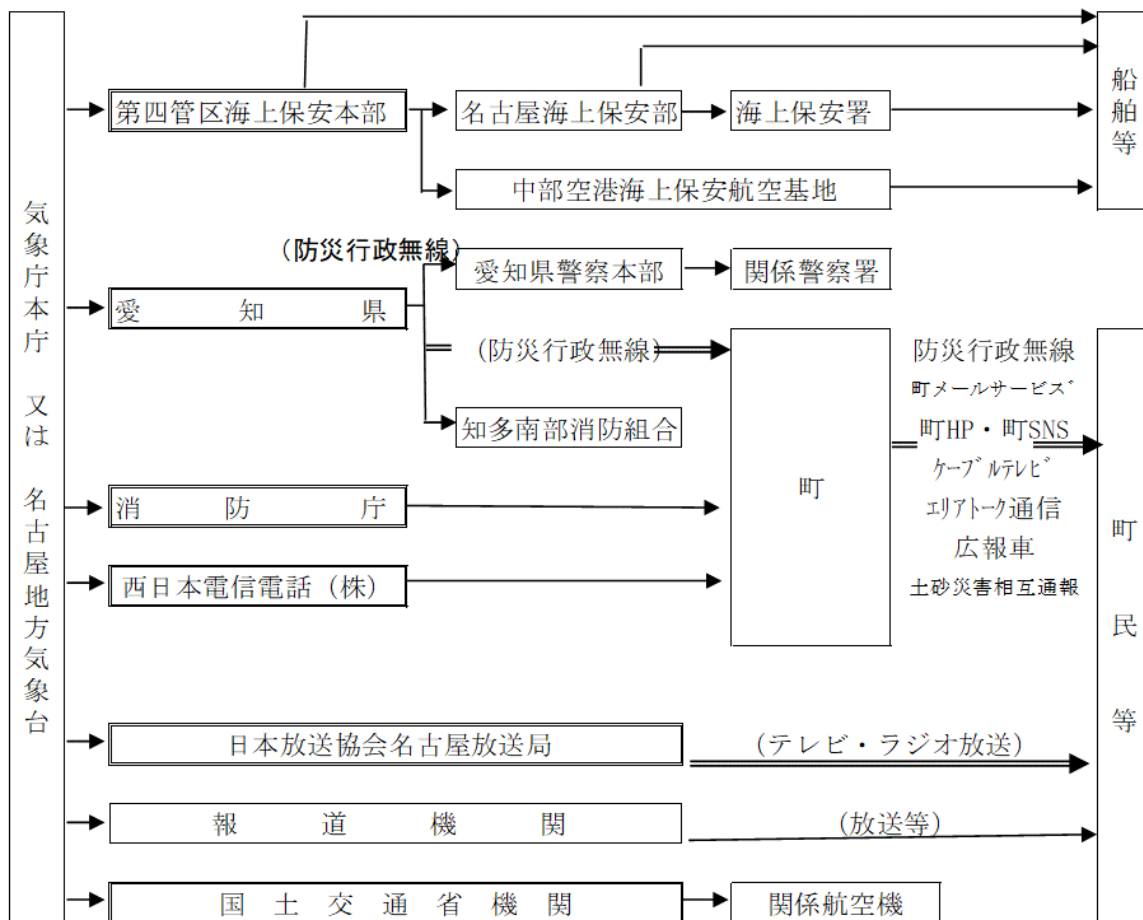
関係機関から警報等を受領したときは、速やかにその内容に応じ適切な措置を講ずるとともに、関係町民、町内の小中学校、保育園等公共施設に対して必要な事項を徹底させ、その周知を図るものとする。

2 その他の防災関係機関における措置

法令及び自らの防災計画等により、必要な措置を執る。

3 気象予報警報等の伝達系統

(1) 気象・水象に関する特別警報・警報等の伝達系統



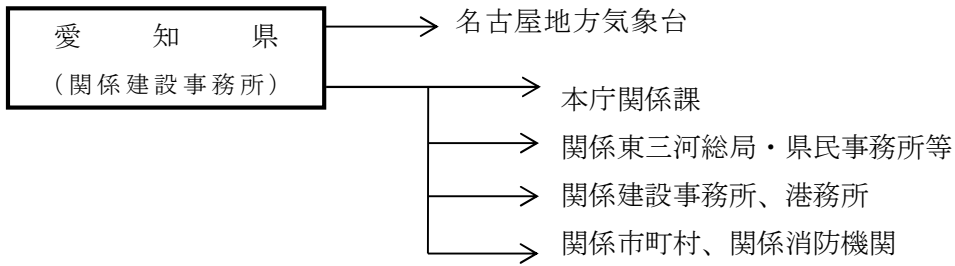
※気象庁から東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

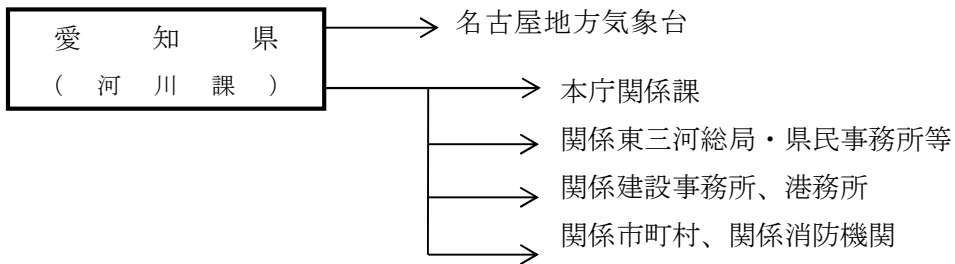
注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 水防警報の伝達系統

愛知県沿岸高潮水防警報



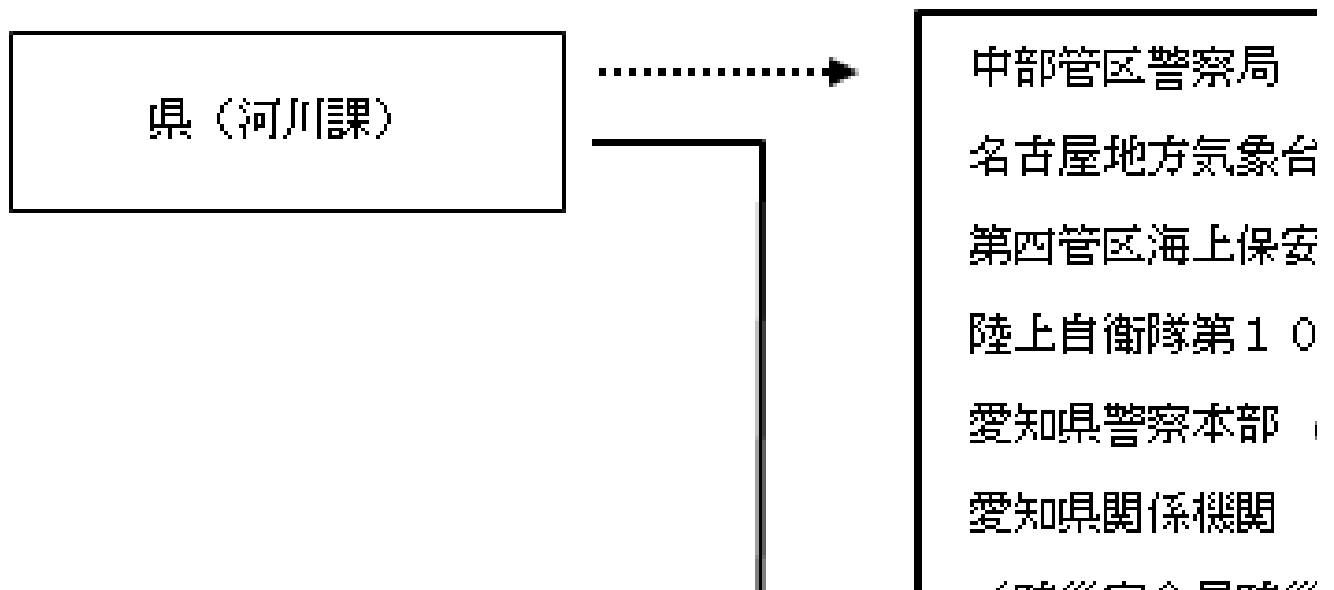
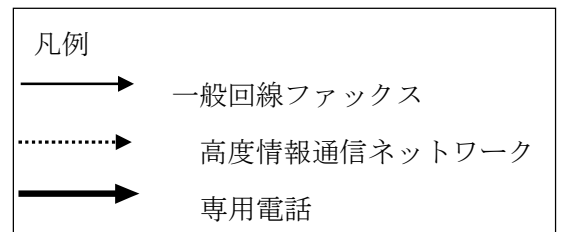
愛知県津波水防警報



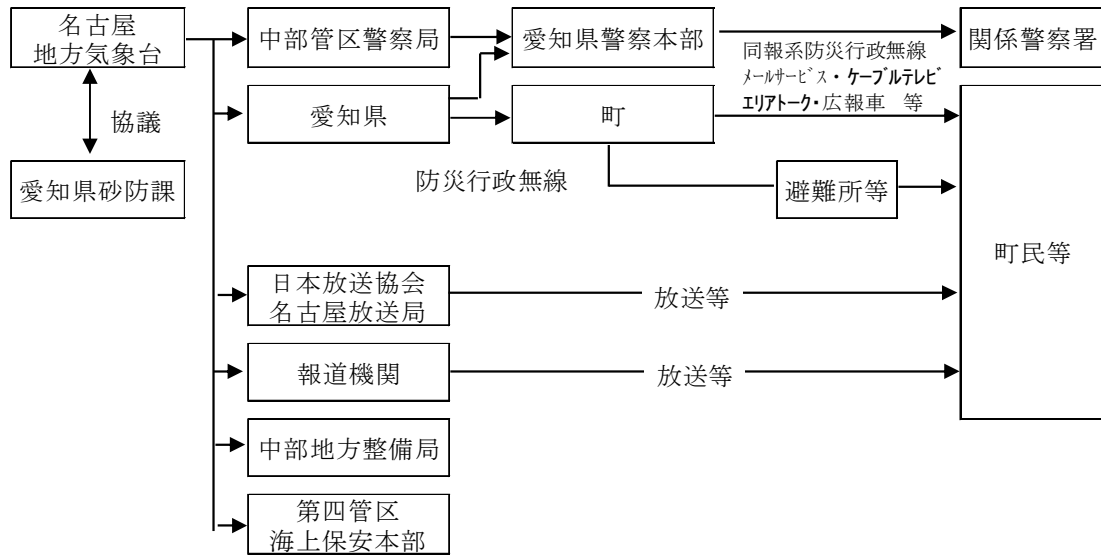
水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）

- 知事が通知する水位周知海
（高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[高潮]））

・三河湾・伊勢湾沿岸



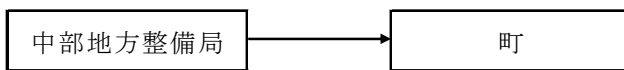
(2) 土砂災害警戒情報の伝達系統



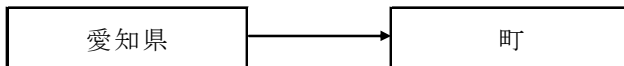
(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議の上、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。

(4) 土砂災害緊急情報の伝達系統

ア 大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水など）

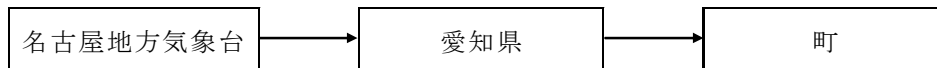


イ 大規模な土砂災害（地すべり）

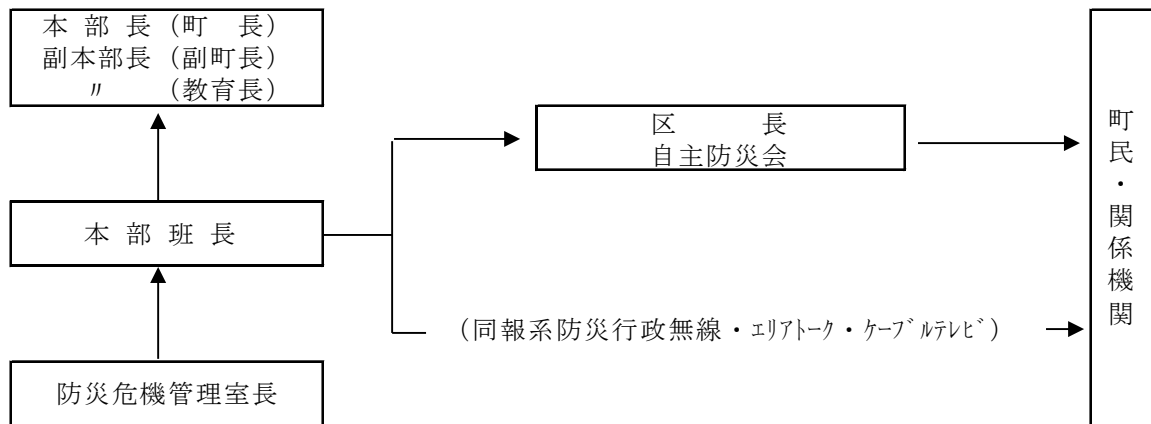


(注) 土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、市町村へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報

(5) 火災気象通報の伝達系統



(6) 町民その他関係機関への伝達系統



ア 県その他関係機関から通知される警報、注意報等を本部班長又は防災危機管理室長が受領したときは、本部長、副本部長に報告するとともに、各班及び関係機関へ伝達する。

イ 本部班長又は防災危機管理室長は、警報及び注意報のうち特に庁内への周知を要するものについては、本庁の玄関に当該警報又は注意報の表示を行うとともに、庁内に所要の連絡を行う。

ウ 本部長又は防災危機管理室長は、警報等の受領、伝達、その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにするため、別表「災害防除のための警報、注意報、情報及び対策通報等の伝達確認簿」を作成し、保存する。

別表

(年 月 日)

災害防除のための警報、注意報、情報及び対策通報等の伝達確認簿					
発信者		受信者			
災害対策関係	伝達開始時間	受信者	各区長関係	伝達開始時間	受信者
	伝達終了時間			伝達終了時間	
各 課	-----		各 区 長	-----	
各 出 先	-----		農 業 ・ 漁 業 協 同 組 合	-----	
地区拠点基地	-----		各 観 光 協 会	-----	
各 消 防 団	-----		各 学 校	-----	
	-----		各 保 育 所	-----	
	-----			-----	
	-----			-----	
	-----			-----	
	-----			-----	
	-----			-----	
	-----			-----	
	-----			-----	
	-----			-----	
備 考					

(注意) 発表原文を簡略化し伝達したときは、当該伝達文を添付する。

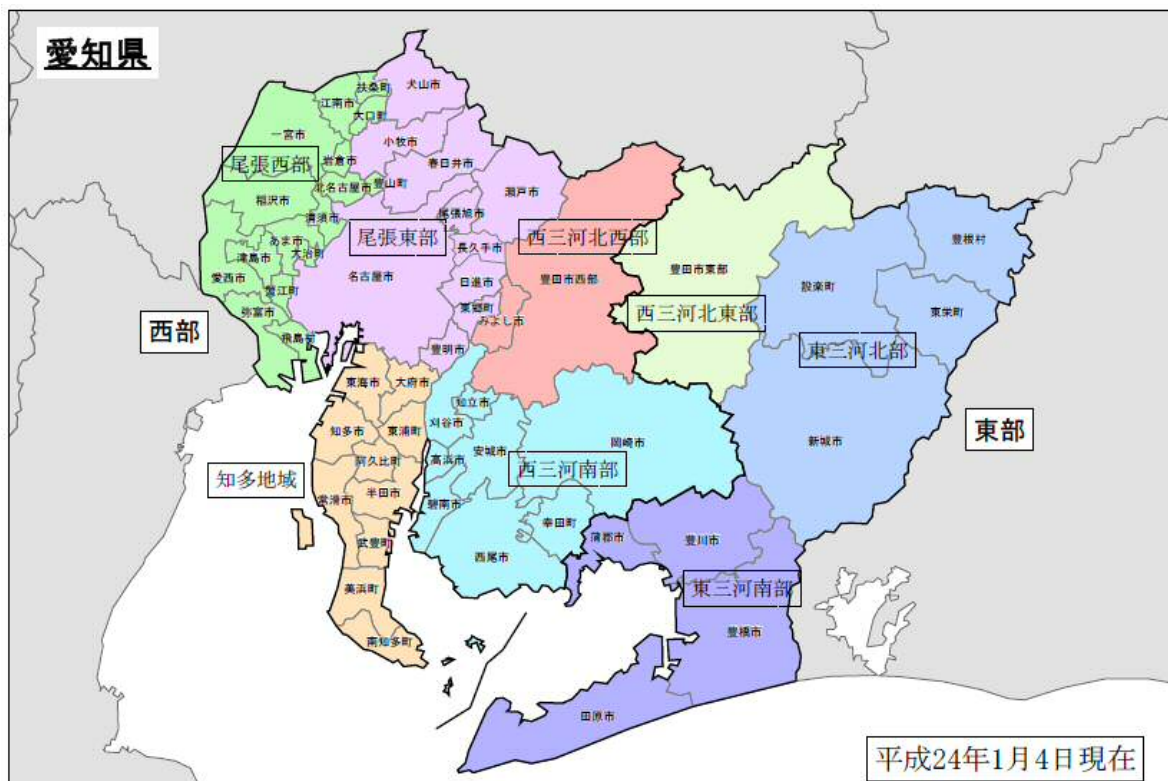
4 気象予警報等の種類及び発表基準

(1) 細分区域

〈細分区域〉

予報区	一次細分区域	二次細分区域	市町村
愛知県	西部	尾張 東 部	名古屋市 瀬戸市 春日井市 犬山市 小牧市 尾張旭市 豊明市 日進市 長久手市 東郷町
		尾張 西 部	一宮市 津島市 江南市 稲沢市 岩倉市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 あま市 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村
		知 多 地 域	半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町
		西三河 南 部	岡崎市 碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 知立市 高浜市 幸田町
		西三河 北 西 部	豊田市西部（豊田市東部の区域を除く） みよし市
	東 部	西三河 北 東 部	豊田市東部 （旭支所・足助支所・稲武支所・下山支所管内に限る）
		東三河 北 部	新城市 設楽町 東栄町 豊根村
		東三河 南 部	豊橋市 豊川市 蒲郡市 田原市

〈一次及び二次細分区域に含まれる市町村〉



(2) 気象及び水象に関する予警報

名古屋地方気象台が、異常気象等により、県下に災害発生のおそれがあると予想したとき発表

する。

〈本町に係る発表基準：（令和5年6月8日現在）〉

警 報	大 雨	浸水害	表面雨量指数基準	21		
		土砂災害	土壌雨量指数基準	162		
	洪 水		流域雨量指数基準	内海川流域=10.5		
			複合基準*	内海川流域= (10, 10.3)		
			指定河川洪水予報による基準	—		
	暴 風		平均風速	陸上	20m/s	
				海上	23m/s	
	暴風雪		平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
		海上		23m/s 雪を伴う		
大 雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm			
波 浪		有義波高	3.0m			
高 潮		潮位	1.8m*2			
注 意 報	大 雨	浸水害	表面雨量指数基準	13		
		土砂災害	土壌雨量指数基準	110		
	洪 水		流域雨量指数基準	内海川流域=8.4		
			複合基準※	内海川流域= (6, 8.4)		
			指定河川洪水予報による基準	—		
	強 風		平均風速	陸上	13m/s	
				海上	16m/s	
	風 雪		平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う	
				海上	16m/s 雪を伴う	
	大 雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm		
	波 浪		有義波高	1.5m		
	高 潮		潮位	1.5m		
	雷		落雷等により被害が予想される場合			
	融 雪		—			
	濃 霧		規程	陸上	100m	
				海上	500m	
乾 燥		最小湿度 30%で、実効湿度 60%				
なだれ		—				
低 温		冬期：最低気温-4℃以下				
霜		晩霜期に最低気温 3℃以下				
着氷・着雪		著しい着氷（着雪）が予想される場合				
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm			

*（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表示。

* 2 愛知県が定める基準水位観測所(天白川河口)における高潮特別警戒水位(2.3m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合がある。

(3) 火災気象通報

ア 火災気象通報の実施官署、担当区域、通報及び通報手段は、次のとおりとする。

実施官署	担当区域	通報先	通報手段
名古屋地方気象台	愛知県	愛知県防災安全局災害対策課	防災情報提供システム

イ 火災気象通報実施基準（基準値は名古屋地方気象台の値）は、次のとおりとする。

(ア) 実効湿度が60%以下になり、かつ、最小湿度が35%以下になる見込みのとき。

(イ) 実効湿度が60%以下で最小湿度が40%以下になり、かつ、最大風速が10m/s以上になる見込みのとき。

(ウ) 最大風速が12m/s以上になる見込みのとき。ただし、降雨・降雪中は通報しないこともある。

ウ 通報時刻等

(ア) 原則として、午前10時までに実施する。

(イ) 通報事項の有効期限は、通報時刻から翌日の午前10時までとする。

5 異常現象の通報

災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を直ちに町長に通報するものとする。

また、異常現象を承知した町長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

第2節 避難情報

1 町における措置

(1) 避難情報

速やかに立ち退き避難を促す情報は、[警戒レベル4] 避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

ア [警戒レベル5] 緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

イ [警戒レベル4]避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4]避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や消防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

ウ [警戒レベル3]高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかけ、高齢者等避難の情報を伝達する。

また、必要に応じ、[警戒レベル3]高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3]高齢者等避難を発令する。

エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、町民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、町民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(2) 知事等への助言の要求、ホットラインによる情報共有

ア 知事等への助言の要求

町長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

イ ホットラインによる情報共有

町長は、「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により、河川管理者（建設事務所長）から直接電話連絡によって水位情報等に関する情報提供を受け、避難情報に資する情報を共有する。

- (3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）

町長 → 知事（知多県民事務所）

- (4) 他市町村又は県に対する応援要求

町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 水防管理者における措置

- (1) 立退きの指示

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

- (2) 通知（水防法第29条）

水防管理者 → 半田警察署長

3 避難の指示の内容

町長は、次の内容を明示して避難の指示を実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難指示の理由
- (4) その他の必要な事項

4 避難の措置と周知

避難の指示等をした場合は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の町民に対してその内容の周知を図るものとする。

なお、伝達手段の複合化・迅速化のため、町は、同報系防災行政無線（移動系・戸別受信ラジオの整備を含む。）の整備を推進するものとする。

- (1) 町民への周知徹底

ア 避難の立ち退きの万全を図るため、防災マップの配布、標識版の掲示等により、避難所をあらかじめ町民に周知徹底させる。

イ 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、あらゆる伝達手段を複合的に利用し、対象地域の町民に迅速・的確に伝達する。

ウ 伝達手段は、同報系防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、ケーブルテレビ、エリアトーク、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、町ホームページ、町メール配信サービス、広報車の巡回、警鐘、吹き流し、各区・自主防災会を通じた連絡、信号等による。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて町民等が情報を入手できるよう努める。

者として直ちに患者の移送を行う。

(3) 避難場所の確保

病院等の管理者は、災害時における患者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、移送に要する担架車輦、手押車等を確保し、保管場所を定めておく。

4 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

区、自主防災会、民生児童委員、介護保健施設サービス事業者、障害者福祉サービス事業者等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、同報系防災行政無線（防災ラジオを含む）や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。この場合、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

第4節 広域避難

1 町における措置

(1) 広域避難に係る協議

町は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を町内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への

受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

■ 基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 町長（災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条））は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達システムの障害時における体制に留意する。
- 町は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 町及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
町		<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況等の情報収集及び県への報告 → ○即報基準に該当する災害の報告 → ○町民への災害広報 → ○相談窓口等の開設 → 	
報道機関		○災害広報の依頼に対する協力 →	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 被害状況等の収集・伝達	町	1(1) 被害情報の収集 1(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集 1(4)(5) 火災、災害即報要領に基づく報告 1(6) 県への応援要求 1(7) 被災者台帳の作成
第2節 通信手段の確保	町、防災関係機関	通信手段の確保
第3節 広報	関係防災機関 (町を含む)	1(1) 関係機関との連絡を密にした広報活動 1(2) 相談窓口等の開設
	報道機関	2 災害広報の依頼に対する協力
	町・各機関	3(1) 報道機関が行う災害報道に係る取材活動への協力 3(2) 町民への災害広報

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 町における措置

- (1) 町は、関係機関及び区長と協力して、人的被害状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。
- (2) 町は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県（知多県民事務所）へ報告する。

報告にあたり、町は、県防災情報システムを活用する。
- (3) 町は、捜索・救助体制の検討等に活用するため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で安否不明・行方不明となった者について、半田警察署等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。
- (4) 町は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式1により、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国（消防庁）に報告する。
- (5) 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。
- (6) 町は、被害が甚大なため情報の収集が困難なとき又は専門的な技術が必要なときは、情報収集について県に応援を求め、実施するものとする。
- (7) 被災者台帳の作成

被災した町民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 区長等における措置

区長等は、災害が発生したとき又は災害のおそれがあるときは、被害調査を行い、その状況を次の区分により町長に報告する。

なお、この報告は、被害発生速報については電話等により、住家等被害状況については書面により行う。

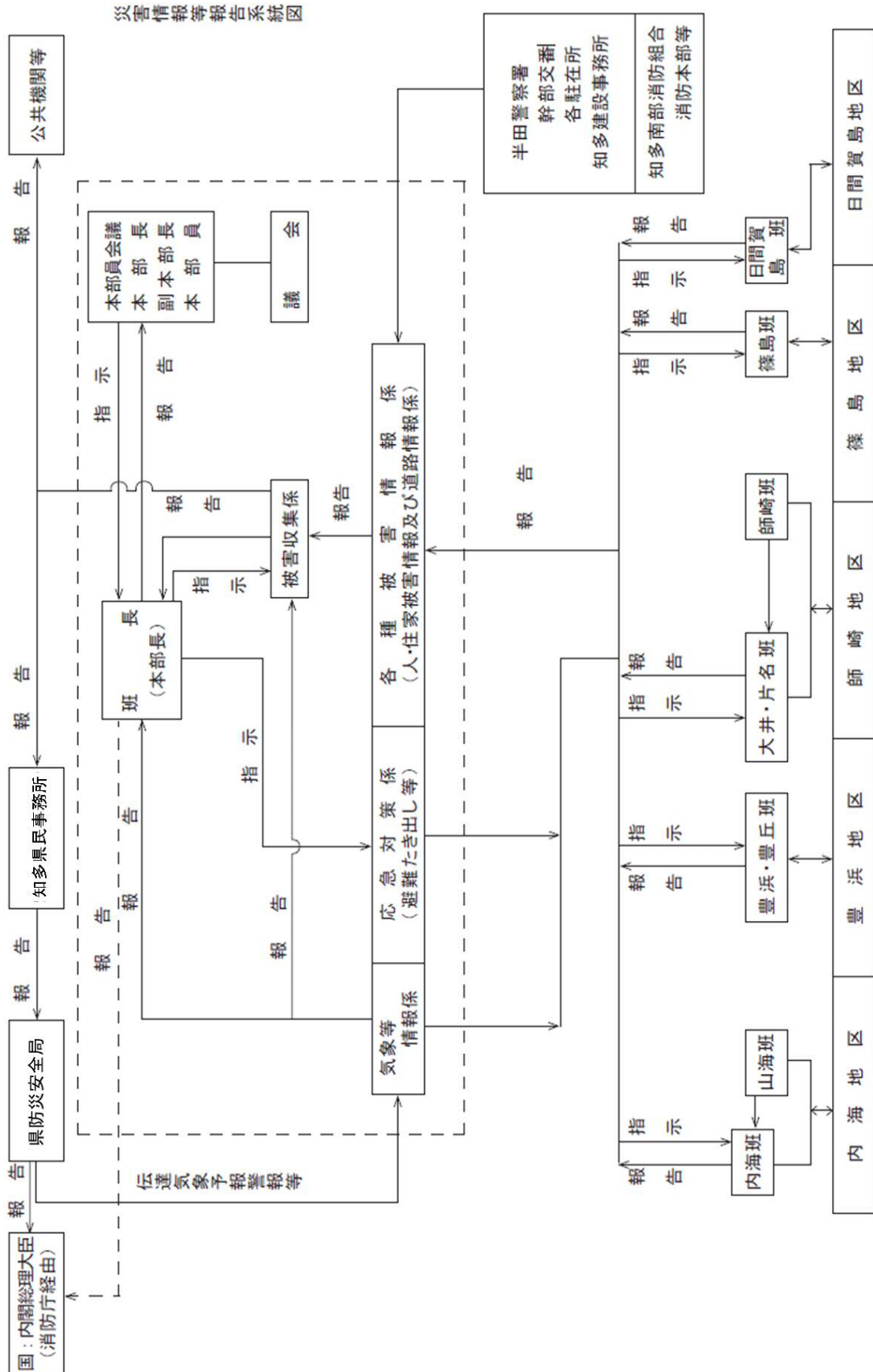
また、被害状況等の報告順位は、人的被害及び住家等の被害を最優先とする。

〈報告先等〉

- (1) 人・住家被害等の報告先及び住家等被害状況報告書の提出先 町住民福祉課
- (2) 道路の決壊・がけ崩れ・農作物等の被害 町担当課（建設課・産業振興課等）

3 被害状況等の一般的収集及び伝達系統

- (1) 被害状況等の一般的収集及び伝達系統は次のとおりである。



動
の
象
告

イ 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。

ウ 災害の状況等から報告の必要があると認められるとき。

- (4) 報告は、被害の発生及びその経過に応じ、逐次無線等により速やかに行う。

なお、災害応急対策完了後15日以内に文書により確定報告を行う。

- (5) 本部班長は、収集した情報を総括し、本部長及び副本部長に伝達する。

4 重要な災害情報の収集伝達

- (1) 町は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

- (2) 町長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

- (3) 知多南部消防組合は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号通知）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で、可能な限り早く、分かる範囲で、同要領の定めるところにより、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）。

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知したときは、原則として、直接消防庁に対しても第一報を30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があったときは、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。

なお、確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

おつて、消防庁119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国（消防庁）に報告する。

- (4) 町は、被災した町民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該町民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

- (5) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、町は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、町に連絡するものとする。

また、県、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

5 その他の情報の収集伝達

町は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等の災害に係る情報について、内容を検討し、関係機関に伝達する。

6 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを活用するとともに、県防災行政無線により報告するものとする。

なお、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

- (2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、専用電話又は警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。
- (3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

7 被害状況の照会・共有

- (1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを活用するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

第2節 通信手段の確保

町及び防災関係機関における措置

(1) 通信連絡システムの整備

各機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡システムを整備しておくものとする。

(2) 通信連絡手段

災害時における町と関係官公署、学校、団体、町民等に対する通信連絡は、有線電話、愛知県防災行政無線等のうち最も迅速な方法で行う。このとき、町は、災害時における通信等の錯綜を避けるため、災害応急対策専用の災害用電話を指定し、窓口の統一を図るものとする。

〈関係機関の窓口〉

町	南知多町役場 総務部防災危機管理室		TEL0569-65-0711 (代表) 内線 220~223 FAX 0569-65-0694 災害時優先指定電話 65-0714 (内線 211 の電話機) 65-0715 (内線 212 の電話機) 65-1056 (内線 240 の") 65-2301 (内線 110 の") 衛星携帯電話 090-9020-6280 (防災危機管理室) 090-1479-2104 (篠島防災センター) 090-1567-5208 (日間賀島防災センター) 県防災行政無線 無線発信番号 759-2-9 (代表) 無線発信番号 759-2-220 221 222 223 (防災危機管理室) 無線発信番号 759-1400 ~ 1405 (PHS) 無線発信番号 759-1150 (無線 FAX)
	地区拠点基地	南知多中学校	TEL0569-62-0204 F A X 62-2032
		総合体育館	TEL0569-65-2880 F A X 65-2883
		旧師崎中学校	TEL0569-63-0200 F A X 63-2289
		篠島中学校	TEL0569-67-2046 F A X 67-2318
旧日間賀中学校		TEL0569-68-2214 F A X 68-2383	
県	県防災安全局防災部 災害対策課・ 消防保安課		TEL052-961-2111 (代表) 直 通 052-954-6196 (通 信) F A X 052-954-6922 (") 直 通 052-954-6193 (災害対策) F A X 052-954-6912 (") 直 通 052-954-6144 (予防) F A X 052-954-6994 (") 県防災行政無線 無線発信番号 600-100 (代表) 無線発信番号 600-2517 ~ 2519、2527 ~ 2530 (通信) 無線発信番号 600-1517 (通信無線 F A X) 無線発信番号 600-2511 ~ 2513、2543 (災害対策) 無線発信番号 600-4612 (災害対策無線 F A X) 無線発信番号 600-2521 ~ 2523 (予防) 無線発信番号 600-4694 (予防 F A X)
	知多県民事務所 県民防災安全課		TEL0569-21-8111 (代表) 内線 377~379 F A X 23-2354 県防災行政無線 無線発信番号 604-9 (代表) 無線発信番号 604-377~379 (防災安全グループ) 無線発信番号 604-1150 (無線 F A X)
	半田警察署警備課		TEL0569-21-0110 (代表) 内線 463
	知多南部消防組合		TEL0569-64-0119 (代表) FAX62-2112 衛星携帯電話 8816-5147-1623 (イリジウム)
知多広域消防指令センター		TEL0569-20-1119 FAX20-1120	
自衛隊愛知地方協力本部 半田地域事務所		TEL0569-21-0004	

(3) 電話・電報施設の優先利用

町は、災害時の警報の伝達、必要な通知、警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 災害時優先電話の登録

町は、災害時における非常通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳の回避のため、あらかじめ発信する電話番号を西日本電信電話株式会社名古屋支店に「災害時優先電話」として登録する。

なお、災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(「災害時優先電話」の登録に当たっては、西日本電信電話株式会社において登録機関及び登録回線数を限定しているため、同支店へ相談が必要である。)

イ 非常扱いの電報

天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取扱われる。ただし、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報の次順位となる。

電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番（22時以降翌朝8時までは、0120-000115で受付）にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。

- (ア) 非常扱いの電報の申し込みであること。
- (イ) 発信電話番号及び機関名
- (ウ) 電報の宛先の住所、機関名等の名称
- (エ) 通信文及び発信人名

ウ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取扱われる。

電報発信に当たって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番（22時以降翌朝8時までは、0120-000115で受付）にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。

- (ア) 緊急扱いの電報の申し込みであること。
- (イ) 発信電話番号及び機関名
- (ウ) 電報の宛先の住所、機関名等の名称
- (エ) 通信文及び発信人名

エ 専用電話の利用

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(4) 優先通信途絶時の通信施設の優先利用（非常通信）

無線局は、免許状に記載された目的、通信の相手方又は通信事項の範囲を超えて運用してはな

らないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- (オ) 遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）
- (カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- (キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- (ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- (ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。
- (コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

なお、放送中継者に非常通信の依頼を行う場合は、災害時の放送業務の重要性に鑑み、厳重な制限があるので、依頼された非常通信の取扱いの可否は、当該放送中継局において決定する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員の無線局を選定することが望ましい。

(5) 放送の依頼

町長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、知事を通じて、あらかじめ協議して定められた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼する。

第3節 広報

1 防災関係機関の措置

- (1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとするものとする。
- (2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、被災した町民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

2 報道機関の措置

報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

3 町及び各機関における措置

- (1) 各機関は、報道機関から、災害報道に必要な情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (2) 町及び各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、町民等への災害広報を実施する。
 - ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
 - イ 同報系防災行政無線放送（防災ラジオ放送を含む）
 - ウ ケーブルテレビによる放送
 - エ Web サイト掲載及びX（旧ツイッター）等のソーシャルメディアによる情報提供
 - オ 町メールサービスによる配信
 - カ 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供
 - キ 広報紙等の配布
 - ク 広報車の巡回
 - ケ 掲示板への貼紙
 - コ その他広報手段

4 広報内容

- (1) 事前情報の広報
 - ア 気象に関する情報
 - イ 公共交通機関の情報
 - ウ 土砂災害警戒情報
 - エ その他の情報
- (2) 災害発生直後の広報
 - ア 災害の発生状況
 - イ 町民・観光旅行者等のとるべき措置
 - ウ 避難に関する情報（避難場所、避難情報等）
 - エ 医療・救護所の開設状況
 - オ 道路情報
 - カ その他必要事項
- (3) 応急復旧時の広報
 - ア 公共交通機関の状況
 - イ ライフライン施設の状況
 - ウ 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況
 - エ 公共土木施設等の状況
 - オ ボランティアに関する状況
 - カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
 - キ 被災者相談窓口の開設状況

ク その他必要事項

5 広報活動の実施方法

(1) 報道機関への発表

ア 町は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料をその都度、速やかに提供し、広報活動を要望するとともに、報道機関が行う取材活動に対しては、積極的に協力し援助を得ることとする。

特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

イ 外国人等情報伝達について、特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も併せて行う。

(2) 多様な情報伝達手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報誌等の配布、掲示板やWebサイト、ソーシャルメディアの利用等あるゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

(3) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。

ア 災害関係記事又は番組

イ 災害関係の情報

ウ 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組

エ 関係機関の告知事項

第4章 応援協力・派遣要請

■ 基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアの窓口を設置し、適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
町		<ul style="list-style-type: none"> ○知事・他市町村に対する応援要求 ○愛知県下広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○県に対する海上保安庁の応援要請 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請 ○災害ボランティアセンターの設置 	
防災関係機関		<ul style="list-style-type: none"> ○相互の応援要請 ○資料・調査成果の交換 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 	→

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 応援協力	町	1(1) 知事に対する応援要求等 1(2) 他の市町村長に対する応援要求
	県	2(1) 町に対する応援 2(2) 町の応急措置の代行
	中部地方整備局	3 町の応急措置の代行
	防災関係機関	4(1) 防災関係機関相互における応援要求又は応援措置の要求 4(2) 災害対策上必要な資料又は調査の成果に係る相互交換
第2節 応援部隊等による広域応援等	町（消防機関）	1 緊急消防援助隊等の応援要請 2 県に対する海上保安庁の応援要請
第3節 自衛隊の災害派遣	町、防災関係機関	災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼

第4節 ボランティアの 受入	町	災害ボランティアセンターの設置 ボランティア団体等との連携
第5節 防災活動拠点の 確保	町	防災活動拠点の確保

第1節 応援協力

1 町における措置

(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、次の事項を明示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に関し必要な事項

(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求める。

なお、町長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

町長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

2 県における措置

(1) 町に対する応援

ア 知事は、町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限協力する。

イ 知事は、町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。さらに、県と一体となった応援が効果的であると認められるときは、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村が連携した応援の実施について調整を行う。

ウ 知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。県職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情

報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(2) 町の応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、町に代わって行う。

- ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限
- イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

3 中部地方整備局における措置

(1) 町の応急措置の代行（災害対策基本法第78条の2）

中部地方整備局は、被災により、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため町に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、町に代わって行う。

- ア 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- イ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- ウ 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等をする権限
- エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

4 防災関係機関における措置

- (1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。
- (2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

5 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、町内が関係地域の全部又は一部となった場合、町及び防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、町の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

6 経費の負担

- (1) 国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県及び他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）
- (2) 指定公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度又は事前に相互に協議して定めておくものとする。

第2節 応援部隊等による広域応援等

1 町（知多南部消防組合、防災危機管理室）における措置（緊急消防援助隊等）

- (1) 大規模な災害等が発生した場合は、町長は消防組織法に基づく緊急消防援助隊の要請を、知多南部消防組合は愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請を行うものとする。

- (2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- (3) 消防本部庁舎等において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

2 県に対する海上保安庁の応援要請

海上保安庁の応援要請の依頼

- (1) 町長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。
- (2) 依頼は、次の事項を明示した要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び応急措置を要請する理由

イ 応急措置を希望する期間

ウ 応急措置を希望する区域

エ 活動内容

- (ア) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (イ) 巡視船を活用した医療活動場所の提供
- (ウ) 巡視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (エ) その他県及び町が行う災害応急対策の支援 等

オ その他参考となるべき事項（使用可能岸壁等）

また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、町長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

3 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに当たり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、町長は、これらの要員のための宿泊施設、連絡体制等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣

1 町又は防災関係機関における措置

- (1) 災害応急対策を実施する町の各課長は、自衛隊の派遣を必要とする事態が生じたときは、直ちに総務部長に申出をし、申出を受けた総務部長は、町長に派遣要請について必要な進言を行う。
- (2) 町長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者（県、第四管区海上保安本部等）に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

この場合において、町長は、必要に応じて、関係自衛隊に対して、その旨及び災害の状況を通知する。

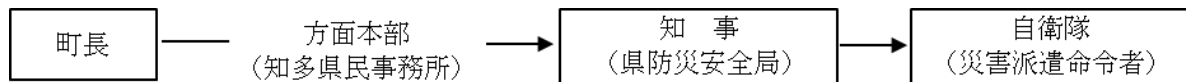
- (3) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電信又は電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (4) 町長は、知事に対し派遣要請の要求ができない場合には、災害の状況等を自衛隊に通知をすることができ（災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項）、当該通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

- (5) 町長又は防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

〈担任地域〉

災害派遣の要請を受けられることができる者	担当地域	連絡先	電話番号
陸上自衛隊 第10師団長	県内全域	陸上自衛隊 第10師団司令部	<ul style="list-style-type: none"> ・ (加入電話) 052-791-2191 課業時間内： 内線4237 (防衛班) 課業時間外： 内線4301 (当直室) ・ (防災行政無線) 8-8230-31 (作戦室) -32 (当直室) -33 (防衛班) ・ (衛星電話) 9-8230-31 (作戦室) -32 (当直室) -33 (防衛班)
陸上自衛隊 第35普通科連隊長 (連絡調整窓口)	県西部 (尾張北東部 尾張西部 名古屋・知多)	陸上自衛隊 第35普通科連隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ (加入電話) 052-791-2191 課業時間内： 内線4831 (第3科) 課業時間外： 内線4509 (当直室) ・ (防災行政無線) 8-8230-34 (第3科) ・ (衛星電話) 9-8230-34 (第3科)
航空自衛隊 第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)	県内全域	航空自衛隊 第1輸送航空隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ (加入電話) 0568-76-2191 課業時間内： 内線4032 (第3科) 課業時間外： 内線4017 (当直室) ・ (防災行政無線) 8-8250-31 (作戦室) ・ (衛星電話) 9-250-31 (作戦室)
海上自衛隊 横須賀地方総監	県内全域	海上自衛隊 横須賀地方総監部	<ul style="list-style-type: none"> ・ (加入電話) 課業時間内 046-822-3522 (防衛部3室) 課業時間外 046-823-1009 (オペレーション) ・ (衛星電話) 9-012-637-723 (防衛部3室)

2 災害派遣要請等手続系統



(注) 町は、時間にいとまがない場合その他やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼し、その後速やかに方面本部（知多県民事務所）へ連絡する。

3 災害派遣部隊の受入れ

- (1) 町は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）されたときは、受入体制を整備するとともに、災害派遣要請者、関係機関相互との連絡に当たらなければならない。
- (2) 町は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。
 - ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
 - イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
 - ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
 - オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。
 - (ア) 事前の準備
 - ・ ヘリポート用地として、着陸帯設定時における留意事項の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
 - ・ ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺 1 万分の 1

程度のもの)を提供する。

- ・ 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- ・ 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(イ) 受入時の準備

- ・ 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- ・ ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ・ 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- ・ ヘリポート付近の町民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- ・ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- ・ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

(ウ) 緊急ヘリコプター離着陸可能場所 (7箇所)

所在地	名称	電話番号	施設 管 理 者	面積 (m ²)	至近水利 までの距 離 (m)	経度 (東経)			緯度 (北緯)			機種別			備考 (広さ) 幅 (m) × 長さ (m)
						度	分	秒	度	分	秒	大型	中型	小型	
大字内海字柴井1-66	町民会館	62-2218	町教育長	11,658	100	136	51	83	34	44	31		○		70 × 120
大字内海字先苅248	南知多中学校	62-0204	学校長	12,069	100	136	52	67	34	44	57		○		75 × 165
大字豊浜字石之浦16	豊浜漁港施設用地	21-3231	県知多建設事務所長	18,700	150	134	56	40	34	42	16		○		110 × 170
大字片名字長谷2	旧師崎中学校	63-0200	町教育長	8,985	100	136	58	30	34	42	80		○		95 × 100
大字篠島字浦磯27	篠島漁港施設用地	21-3231	県知多建設事務所長	4,399	270	137	0	64	34	40	76		○		53 × 83
大字篠島字汐味1-5	篠島小中学校	67-2046	学校長	5,846	50	137	0	9	34	40	29		○		76 × 98
大字日間賀島字永峯11	日間賀小学校	68-2204	学校長	2,301	60	137	0	52	34	42	0		○		48 × 50

4 災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費 (自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く)、水道料、汚物処理料、電話等通信費 (電話設備費を含む) 及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

エ 県・市町村が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第4節 ボランティアの受入

1 町における措置

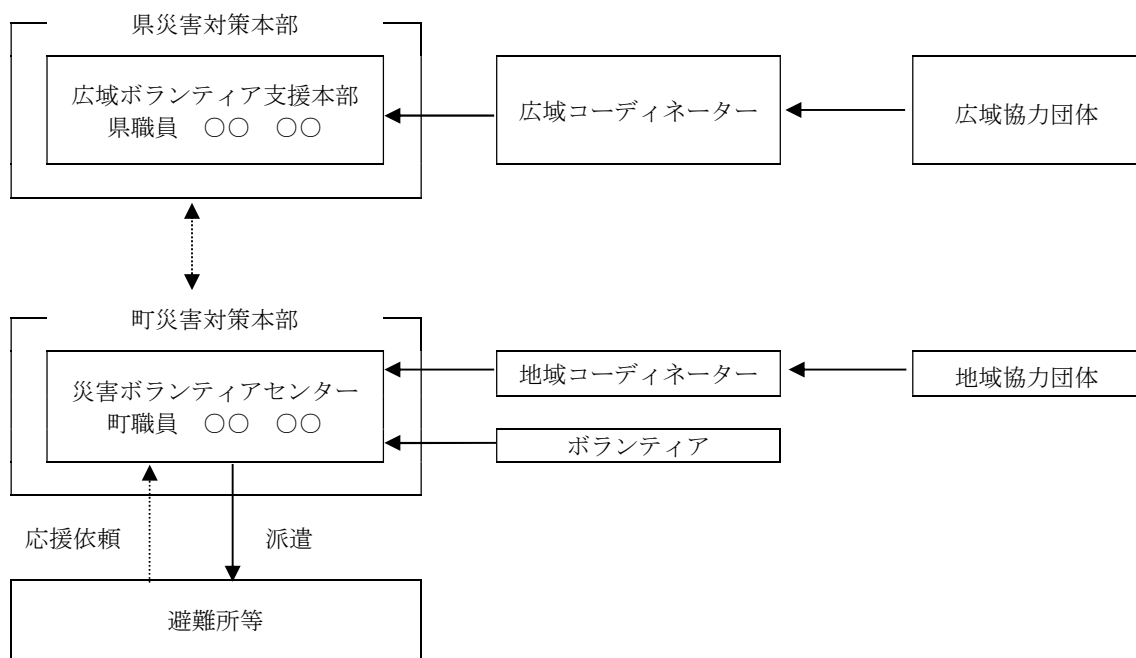
(1) 町は、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。

(2) 災害ボランティアセンターに配置された町職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、町災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供を行う等の支援を行うものとする。

2 コーディネーターの役割

- (1) 町の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。
 - ア 災害対策本部やボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・あっせんなどの情報を提供する。
 - イ ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。
 - ウ 協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。
 - エ NPO・ボランティア関係団体等と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。
 - オ 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。
- (3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

〈ボランティア受入れの流れ〉



3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

県及び町は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

第5節 防災活動拠点の確保等

1 町における措置

- (1) 町は、大規模な災害が発生し、県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な地区防災活動拠点について、次の要件を勘案し、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。

拠 点 数	面 積	施 設 整 備
1箇所以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1ha程度以上 ・ 中型ヘリコプターの離着陸が可能 	できれば倉庫の確保

- (2) 物資の輸送拠点について、町は、大規模な災害発生のある恐れがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

2 地区防災活動拠点等

(1) 地区防災活動拠点

本町の活動拠点は、津波による浸水の可能性が低いことから、「旧新運動公園用地」とし、今後は、津波被害への対応を迅速に行うことができるよう拠点としての整備を推進する。

施設名	所在地	面積	付帯施設	電話番号
旧新運動公園用地	豊丘字大脇台 35	3.9ha	—	0569-65-0711

なお、津波災害への対策に必要な資機材等については、津波による浸水の被害が及ばない場所で保管する必要があることから、本拠点に備蓄倉庫を整備し、及び資機材等を移管するとともに、拠点機能の強化のため仮設トイレを確保する。

(2) 地区拠点基地

地域における情報の収集・伝達及び災害応急活動の地域拠点として、南知多町地震災害警戒本部運営要領に定めるところにより警戒本部の地域拠点を置く。

地区拠点基地

地区名	地区拠点基地名	所在地
内 海	南知多中学校	内海字先苺 248
豊 浜	総合体育館	豊浜字須佐ヶ丘 5
師 崎	旧師崎中学校	片名字長谷 2
篠 島	篠島中学校	篠島字汐味 1-5
日間賀島	旧日間賀中学校	日間賀島字永峯 20-1

第5章 救出・救助対策

■ 基本方針

- 町長は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出に当たっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、県防災航空隊の防災ヘリコプターを活用する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
町		<ul style="list-style-type: none"> ○救出活動 → ○他市町村又は県への応援要請 ○広域的な消防隊の応援要請 ○防災ヘリコプターの応援要請 	
関係機関		<ul style="list-style-type: none"> ○応援要請への協力 → ○避難救出活動への協力 → 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 救出・救助活動	町（消防機関）	1(1) 救出活動 1(2) 他市町村又は県への応援要求 1(3) 広域的な消防部隊の応援要請 1(4) 派遣された緊急消防援助隊の指揮
	災害発生事業所等	2 自衛消防隊等による救出活動
	関係機関	3 応援要請への協力
第2節 海上における避難救出活動	町・関係機関	避難救出活動への協力
第3節 防災ヘリコプターの活用	町	防災ヘリコプターの応援要請

第1節 救出・救助活動

1 町（知多南部消防組合）における措置

- (1) 町は、消防署及び町消防団を主体とした救出班を編成して救出を行うものとし、必要に応じ、救出に要する機械器具を借り上げる等実情に即した方法により行う。

- (2) 町は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「知多地域消防相互応援協定」、「三河湾離島消防応援協定」等の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けたときは、町長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

2 災害発生事業所等における措置

災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

3 関係機関における措置

応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 災害救助法の適用

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することになる。

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第2節 海上における避難救出活動

町・関係機関における措置

町及び関係機関は、第四管区海上保安本部と連携を図り、海上漂流者等の避難救出活動に協力する。

第3節 防災ヘリコプターの活用

町（知多南部消防組合）における措置

町長等は、上空からの情報収集、救急救助活動、災害救助活動等が必要であると判断したときは、防災ヘリコプターの応援要請をする。この場合、あらかじめ名古屋市（消防航空隊）に電話等（航空消防係 電話 0568-28-0119・FAX0568-28-0721）により次の事項について速報を行った上で緊急出動要請書を提出するものとする。

なお、防災ヘリコプターの応援要請その他の必要な事項については、名古屋市航空機隊支援出動要請要領による。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数
- (7) その他必要な事項

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■ 基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、町等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 県が設置する保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
町		<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○D P A Tの派遣要請 ○保健活動及び心のケア 	<ul style="list-style-type: none"> ○防疫組織の編成 ○防疫活動
地元医師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院等		<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 医療救護	町	1(1) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 1(2) 保健医療調整会議への参画
	地元医師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院	2(1) 保健医療調整会議への参画 2(2) 臨機応急な医療活動 2(3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 2(4) 精神科医療の提供・一時的避難患者の受入（災害拠点精神科病院）
第2節 防疫・保健衛生	町	防疫・保健衛生活動の実施

第1節 医療救護

1 町における措置

- (1) 町は、地区医師会、郡歯科医師会、地区薬剤師会等に対して協力を求め、必要に応じて医療救護所を設置し、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。
- (2) 町は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。
- (3) 地域医療搬送（被災地内外を問わず、県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。）の実施のために、県が、必要により航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を設置する際に、県から協力要請があった場合は、町はこれに協力するものとする。

2 地元医師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院における措置

- (1) 地元医師会、災害拠点病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、地元医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。
- (4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

3 その他の医療救護関係機関における措置

要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。

4 医療救護班の編成・派遣等

- (1) 医療救護班は、概ね医師1～3名、看護師2・3名、事務員等（薬剤師等を含む。）1・2名とする。
- (2) 医療救護班の医薬品その他衛生機材は、災害用救急箱により整備しておくことを原則とする。
- (3) 医療救護班において、応急手当後、医療機関への収容を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。

5 救急搬送の実施

- (1) 患者の搬送は、原則として知多南部消防組合が行う。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、町、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。
- (2) 道路・交通機関の不通時等又は遠隔地における重症患者の搬送については、ドクターヘリを活用する。

6 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合、町は、二次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議（知多半島医療圏保健医療調整会議）に調達の要請をする。
- (2) 県薬剤師会は、県又は町の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。

7 血液製剤の確保

町は、必要とされる血液製剤の種類、数量等を調査し、不足が見込まれる場合は、直ちに県へ要請し、調達する。

8 医薬品等の適正使用に関する活動

美浜・南知多薬剤師会及び美浜・南知多薬業協同組合は、地震等災害時における医療救護に必要な医薬品等に関する協定に基づき避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談等を行う。

また、県薬剤師会は、町、県、県医師会及び県歯科医師会と協力して、避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

9 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することになる。また、当該災害が広域災害の場合は、県から日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託が想定されている。

なお、災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 防疫・保健衛生

1 町における措置

(1) 防疫組織

町は、県（半田保健所）が実施する被災者の感染症の発生の状況、動向及び原因の調査の結果、一類感染症等が発生し、又はそのおそれがあるときは、町災害対策本部の中に衛生班（防疫組織）を設ける。

(2) 防疫活動

ア 県（半田保健所）の指示及び指導に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒及び感染症法第28条第2項によるねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

イ 感染症法第31条第2項による生活の用に供される水の供給を実施する。

ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

エ 患者等を早期発見するため、必要に応じて、検病調査及び健康診断を受けるよう指示するとともに、衛生指導を行う。

(3) 臨時予防接種の実施

町は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合は、その指示に従い適確に実施する。

(4) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒等

ア 道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に消毒を実施し、清掃を行う。

イ 被災の直後に、区長・自主防災会等の協力を得て、家屋、その他の消毒を実施する。

2 健康管理

- (1) 町は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、半田保健所と協力して、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。
- (2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入や介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

3 健康支援と心のケア

- (1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動
町は、地域の被災状況を把握し、避難所等の保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、町民の健康状態の把握と対応を行う。
- (2) 長期避難者等への健康支援
ア 避難生活が長期化すると、ストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレス等心の問題を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。
イ ストレス症状の長期化・悪化又はPTSD・うつ病・アルコール依存症の町民を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、ニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。
- (3) 子供たちへの健康支援活動
学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。
- (4) 職員等支援活動従事者の健康管理
支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

4 県への協力

- (1) 町は、炊出しの実施に際し、県の行う栄養指導に協力するとともに、被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (2) 町は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

5 避難所の生活衛生管理

町は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

6 動物の保護

町は、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

7 応援協力関係

- (1) 町は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 町は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県に対し、防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

- (3) 町は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A T (災害派遣精神医療チーム)の派遣要請を行う。
- (4) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第7章 地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策

■ 基本方針

- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。
- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び災害対策基本法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 町及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
町		<ul style="list-style-type: none"> ○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 地域安全対策	町	県警察の実施する地域安全活動に対する協力
第2節 道路交通規制等	自衛官、消防吏員	1 警察官がその場にはいない場合の交通規制等の実施
第3節 道路施設対策	町	(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 (2) 道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (3) 情報の提供
第4節 鉄道施設対策	名古屋鉄道株式会社	(1) 列車の避難並びに停止 (2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置 (3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事 (4) 他の鉄道事業者に対する要員・資機材確保の応援要

		求 (5) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請
第5節 港湾・漁港施設対策	港湾・漁港管理者（県、町）	1(1) 港湾・航路等施設の応急措置 1(2) 放置車両や立ち往生車両の移動等 1(3) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請 1(4) 国土交通省への支援要請（港湾法第55条の3の3） 1(5) 航路啓開の実施
第6節 緊急輸送手段の確保	輸送機関（名古屋鉄道株式会社、自動車運送事業者等）	1 災害輸送の実施
	町	2(1) 人員・物資等の輸送手段確保 2(2) 他市町村・県への調達あっせん要請

第1節 地域安全対策

町における措置

町は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する

第2節 道路交通規制等

1 自衛官及び消防吏員における措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。この場合、措置命令・措置通知書により、当該命令及び措置を行った場所を、管轄する警察署長に、直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

2 自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所

イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 警察官又は道路管理者、港湾管理者、漁港管理者（本節では「道路管理者等」という。）の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

3 相互協力

(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。

- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第3節 道路施設対策

町における措置

- (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
 - ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
 - イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
 - ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
 - イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
 - ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
 - エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
- (3) 情報の提供
緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について、関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第4節 鉄道施設対策

名古屋鉄道株式会社における措置

- (1) 列車の避難及び停止
名古屋鉄道株式会社は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難及び停止を行う。
- (2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置
鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置を講じる。
- (3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事
線路、橋梁等関係施設に被害が生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、暫定的に交通を確保する。
- (4) 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求
応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者に対し、要員及び資器材の確保について応援を要求する。
- (5) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請
応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施につき応援を要請する。

第5節 港湾・漁港施設対策

1 港湾・漁港管理者（県、町）における措置

(1) 港湾・航路等施設の応急措置

港湾・漁港管理者は、被災した港湾・漁港施設を利用して海上輸送を行わなければならない場合、防潮堤等の潮止め工事、航路・泊地の浚渫、岸壁・物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。

(2) 放置車両や立ち往生車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請

町は、港湾・漁港施設について応急工事の実施が困難である場合、県に対して、要員の確保につき応援を要求し、又は県を通じて自衛隊に対して、応急工事の実施につき応援を要請する。

(4) 国土交通省への支援要請（港湾法第55条の3の3）

港湾管理者は、非常災害時に、国による自衛隊等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁等の点検・使用可否判断、臨港道路の段差解消等応急復旧等のための必要がある場合は、国に支援の要請を行う。

(5) 航路啓開の実施

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国（国土交通省、農林水産省）等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。

2 木材等の航路障害の物の除去

名古屋海上保安本部及び港湾管理者は、相互に密接な連絡をとり、港湾内における流木等障害物について、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は直ちにこれを安全な場所に除去し、除去できない場合は、安全通信（四管区般行警報）により船舶に周知するとともに、標識を設置して危険防止の措置を講ずる。

第6節 緊急輸送手段の確保

1 輸送機関における措置

名古屋鉄道株式会社、自動車運送事業者、トラック協会及びその他の輸送機関は、災害輸送を行うに当たって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ運賃の割引、列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

2 町における措置

(1) 町は、人員・物資等の輸送手段を確保する。

(2) 町が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

3 緊急輸送の対象となる人員及び物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員、物資及び機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

4 緊急通行車両の事前届出及び確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の事前届出を行うこととする。
- (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、以下に定めるところによる。
 - ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。
 - イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。
 - ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。
 - エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

第8章 水害防除対策

■ 基本方針

- 災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜に対する措置を実施する。
- 洪水又は高潮による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。
- 洪水、高潮等による木材の流出から安全を確保するため、流木の防止措置を実施する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
水防管理者等	○水防活動	→	
町		○農地等のポンプ排水	○農作物等の応急措置
第四管区海上保安本部、港湾管理者等		○流木所有者への除去命令 ○船舶への周知	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 水防	水防管理者、ため池管理者、河川管理者	1 水防活動
	町	2 たん水排除の実施
第2節 防災営農	町、土地改良区	1(1) ポンプ排水による農地のたん水排除 1(2) 土俵積等による排水機の浸水防止 1(3) ため池の堤防決壊防止 1(4) 用排水路の決壊防止
	町、農業協同組合	2(1) 災害対策技術の指導 2(2) 病虫害の防除 2(3) 凍霜害防除
	町、畜産関係団体	3(1) 家畜の管理指導 3(2) 家畜の防疫
第3節 流木の防止	第四管区海上保安本部、港湾管理者、町	3 港湾区域内及び付近海上に流出した流木の除去に関する措置及び船舶への周知
	河川管理者、町	4 河川流域内に漂流する流木の除去に関する措置
	県警察、町	5 たん水又は浸水地域に漂流する流木の除去に関する措置

第1節 水防

1 水防管理者、ため池管理者及び河川管理者における措置

水防活動

ア 消防団等の出動

町は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態にいたったときは、消防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

イ 監視及び警戒

町は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害か所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、ため池等の管理者及び県に連絡する。

また、河川管理者（県）及びため池管理者においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、町に連絡する。

ウ ため池等の操作

ため池、水門、樋門等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

エ 水防作業

河川、海岸堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、町は、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として、積み土のう工、月の輪工、釜段工、折り返し工、シート張り工、木流し工、杭打積土のう工、五徳縫い工の水防工法を実施する。

オ 水防情報

適切な水防活動を行い、避難体制を講じるに当たって重要となるのが河川・海岸の情報であることから、町及び関係機関は、それぞれ情報収集に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

カ 決壊等の通報及び決壊後の処理

町は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県に報告し、その影響を受けるおそれがある場合には、隣接団体である美浜町に報告しなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

キ 緊急通行

消防団長、消防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者（町長）から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴くときは、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体（町）はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

ク 公用負担

水防のために緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）、消防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

① 必要な土地の一時使用

- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者（町長）から委任を受けた者は、上記①から④（②における収容を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体（町）は、公用負担の権限を行使することによ損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

2 町における措置

町又は土地改良区は、河川、河川堤防の決壊等によりたん水した場合は、第2節「防災営農」の1(1)によるたん水排除を実施するほか、町は、排水ポンプにより排水作業を実施し、下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

3 応援協力関係

(1) 水防活動

ア 水防管理者（町長）は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は市町村に対しては水防作業の実施のための要員及び資機材の確保について、県に対しては水防作業の実施のための資機材の確保について応援を要請する。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合、水防管理者が「愛知県下広域消防相互応援協定」に該当する市町村長であるときは同協定及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより相互応援を行い、これ以外の水防管理者については県へ応援を要請するものとする。

イ 水防管理者は、水防のために必要があると認めたとき、半田警察署に対して出動を要請する。

ウ 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(2) たん水排除

第2節「防災営農」の1(1)による。

第2節 防災営農

1 町及び土地改良区における措置

(1) ポンプ排水による農地のたん水排除

町及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水による、たん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うに当たっては、排水河川の状況を十分把握する。

(2) 土俵積等による排水機の浸水防止

町及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれのあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）によりたん水の排除に努める。

(3) ため池の堤防決壊防止

町及び土地改良区は、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のため

の応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

なお、堤防決壊防止のための応急工事の実施に当たっては、水防管理団体と相互に連絡を密にして行う。

(4) 用排水路の決壊防止

町及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作又は応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

なお、愛知用水の幹線水路については、独立行政法人水資源機構中部支社が水位の調節及び応急工事を行う。

2 町及び農業協同組合における措置

(1) 災害対策技術の指導

町は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、県知多農林水産事務所、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

(2) 病虫害の防除（防除指導等）

町は、病虫害の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討した上、県、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指示指導する。

(3) 農薬の確保

農薬の確保は、原則として農業協同組合が行うが、供給が困難なときは県に依頼する。

3 町及び畜産関係団体における措置

(1) 家畜の管理指導

町は、県が行う災害発生に伴う家畜の管理について、地域の実情に応じた指導を行うことができるよう協力する。

(2) 家畜の防疫

町は、県が行う防疫活動に協力するとともに、相談窓口を設置する。

なお、県は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合は、家畜防疫員の協力を得て、畜舎等の消毒を行い、必要に応じ緊急予防注射を実施し、また、家畜伝染病が発生した場合は家畜等の移動を制限する等の措置を講じることとなる。

4 応援協力関係

農業用施設に対する応急措置

(1) 町及び土地改良区は、たん水排除の実施に当たり、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。また、町及び土地改良区は単独で排水作業を行うことが困難な場合には、県へ応援を要求する。

(2) 県は、町からの貸与要求事項の実施が困難な場合、東海農政局へ可搬式ポンプの貸与を依頼する。

(3) 町及び土地改良区は、ため池、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村に対しては応急工事実施のための要員及び資機材の確保について、県に対しては応急工事実施のための資機材の確保について応援を要求する。

(4) 応援の要求を受けた機関はこれに積極的に協力する。

第3節 流木の防止

(流木に対する措置)

1 第四管区海上保安本部、港湾管理者及び町における措置

港湾区域内及び付近海上に流出した流木について、第四管区海上保安本部、名古屋海上保安部、港湾管理者及び町は、緊密に連絡をとり、その所有者が判明している場合は当該所有者に除去を命じ、所有者が不明な場合には、港湾管理者等が船舶の航行や港湾施設の利用上支障とならないよう措置し、直ちに除去できない場合は、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

また、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去して早急な復旧を図る。

2 漁港管理者における措置

漁港水域内に漂流する流木については、漁港管理者は、その所有者が判明している場合は当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は直ちにこれを安全な場所に除去して早急な漁業活動の復旧を図る。

3 河川管理者及び町における措置

河川区域内に漂流する流木については、河川管理者及び町は、その所有者が判明している場合は当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減を図る。

4 県警察及び町における措置

たん水又は浸水地域に漂流する流木については、県警察及び町は「4 漁港管理者における措置」に準じた措置を講じる。

5 応援協力関係

第四管区海上保安本部、港湾管理者、漁港管理者、漁業協同組合、河川管理者、町、県警察は、流木の除去活動の実施が困難である場合は、自衛隊へ流木の除去活動の実施について応援を要求する。ただし、第四管区海上保安本部及び県以外の機関は、県を通じて自衛隊へ応援を要請する。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
町	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営 ○要配慮者の安否確認・避難誘導 ○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 ○外国人への情報提供 ○福祉避難所の設置 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○他市町村・県への応援要求 ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所等対策の実施 	
事業所等		<ul style="list-style-type: none"> ○安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難所の開設・運営	町	<ol style="list-style-type: none"> (1) 避難所の開設・運営 (2) 多様な避難所の確保 (3) 他市町村又は県に対する応援要求 (4) 避難所の運営 (5) 広域一時滞在に係る協議等
第2節 要配慮者支援対策	町	<ol style="list-style-type: none"> (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 (2) 避難行動要支援者の避難支援 (3) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 (4) 福祉避難所の設置等

		(5) 福祉サービスの継続支援 (6) 県に対する広域的な応援要請 (7) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
第3節 帰宅困難者対策	町	1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報 及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等 1(2)(3) 帰宅困難者に対する情報提供 1(4) 救助対策、避難所等対策の実施
	事業者、学校等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制

第1節 避難所の開設・運営

1 町における措置

(1) 避難所の開設

町は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県がその情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

町は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

(4) 避難所の運営

町は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町村の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

イ 避難者の把握

必要な物資等の数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

オ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 避難者への情報提供

常に町の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

キ 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生児童委員、自主防災会、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置を講じること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

サ ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育

者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

町は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

ス 感染症対策

町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(5) 広域一時滞在に係る協議等

町は、災害が発生し、被災した町民の、町の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することになる。

災害救助法が適用された場合の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 要配慮者支援対策

1 町における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章 第3節 町民等の避難誘導等 1 町民等の避難誘導等 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章 第3節 町民等の避難誘導等 4 避難行動要支援者の支援 参照

(3) 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

町は、被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉

施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門の人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 他市町の国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が町長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、町が実施することになる。ただし、災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成・派遣については、県が実施する。

災害救助法が適用された場合の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 帰宅困難者対策

1 町における措置

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

町は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

町は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

町は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

町は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には、当該組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第10章 水・食品・生活必需品等の供給

■ 基本方針

- 被災した町民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の季節を考慮するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
町		○水・食料・生活必需品等の供給 ○他市町村・県への応援要請	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 給水	町	1(1) 飲料水の確保等 1(2) 飲料水、生活用水等の供給 1(3) 断水が生じた場合の措置 1(4) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮 1(5) 取水水源
第2節 食品の供給	町	1(1) 炊出しその他による食品の供給 1(2) 他市町村又は県への応援要求 1(3) 米穀の原料調達
第3節 生活必需品の供給	町	1(1) 生活必需品の供給 1(2) 他市町村又は県に対する応援要請

第1節 給水

1 町における措置

- (1) 災害の発生状況に応じ多量の漏水が発生した場合には、応急給水用の飲料水の確保を第一に考え、各配水池の流出弁を閉鎖し、漏水防止に努める。
同時に被害状況を速やかに調査し、復旧計画及び応急給水の実施方法等を立案し、復旧及び応急給水に必要な資器材の確保と輸送方法等の全般的な対策を行う。
- (2) 給水組織として給水班を設置し、被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
なお、給水班は町職員で構成するが、人員が不足する場合は町水道事業指定給水装置工事業者に応援を要請する。
また、給水の方法は、町の給水車及び借上げトラックに積載用給水タンク又はポリ容器を積載し、次の拠点給水場所において給水を実施する。

地区名	場 所	給水対象区域
内 海	南知多中学校	内福寺 楠 名切 馬場 北脇 岡部
	内海小学校	利屋 東端 西端 中之郷 吹越
山 海	山海ふれあい会館	地区全域
豊 浜	中洲消防詰所前	中洲 半月
	豊浜小学校	初神 鳥居 中村
	東部消防詰所前	新居 高浜 小佐
師 崎	師崎漁協前	地区全域
片 名	片名消防詰所前	地区全域
大 井	大井消防詰所前	地区全域
豊 丘	豊丘むくろじ会館	地区全域
篠 島	篠島配水池前	地区全域
日間賀島	日間賀島配水池前	地区全域

- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
経過日数	発災～3日	4日～10日	11日～21日	22日～
目標給水量	3ℓ/人・日	20ℓ/人・日	100ℓ/人・日	250ℓ/人・日

- (4) 応急給水は、医療施設・避難所等及び水道・井戸等の破損により飲料水が得られない被災者を優先的に行うよう配慮する。

- (5) 取水する水源については、配水池の保有水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。

また、配水池の被災や道路交通の遮断等に備え、これを補完するため、耐震性貯水槽の整備について検討することとする。

なお、平成27年度においては、片名地区（片名字稗田7-2）に40m³の貯水槽を整備。

水源（配水池）	所在地	容量（m ³ ）
※内海配水池	大字内海字南平井24	2,000
※岩屋配水池	美浜町大字古布字榊池56-23	2,000
豊丘配水池	大字豊丘字駒埴120-3	2,000
※大井配水池	大字大井字長坂34-2	5,000
※篠島配水池	大字篠島字長浜41-1	500
※同	同	600
※日間賀島配水池	大字日間賀島字西永峯30	500
※同	同	700

※ 緊急遮断弁設置場所

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

災害救助法が適用された場合の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 食品の供給

1 町における措置

(1) 炊き出しその他による食品の供給

町は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

第1段階 乾パン、ビスケットなど

第2段階 パン、おにぎり、弁当など

ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

カ 炊き出しは、区・自主防災会・災害ボランティア等の協力を得て、学校給食センター、町立保育所、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

なお、町による実施が困難であるときは、炊き出しの基準を定めた上で米飯業者等に委託して実施する。

(2) 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 米穀の原料調達

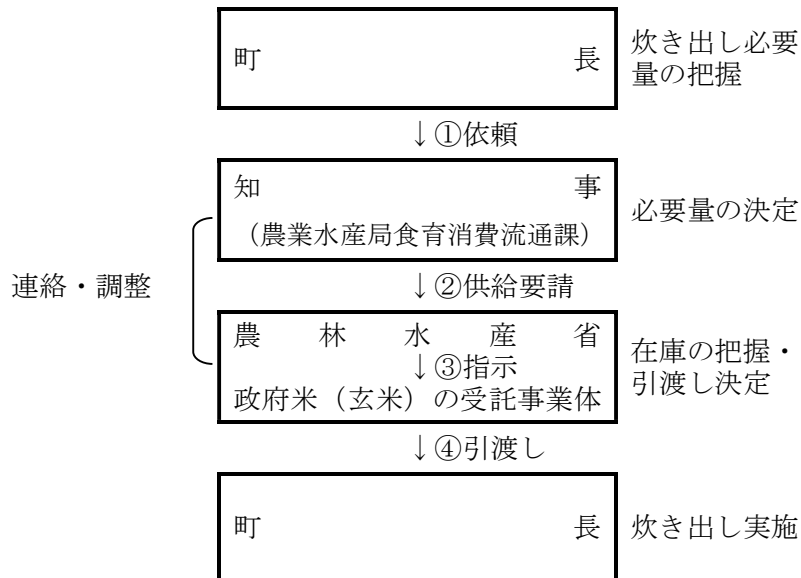
ア 町は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達に当たっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ 町は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章I第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

ウ 町長は、緊急に必要とする場合は、電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

エ 町は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

〈炊き出し用として米穀を確保する手順〉



2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の供給の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 生活必需品の供給

1 町における措置

(1) 町は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる

当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

災害救助法が適用された場合の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第11章 遺体の取扱い

■ 基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
町			<ul style="list-style-type: none"> ○遺体の搜索・収容 ○遺体の処理及び一時保存 ○遺体の埋火葬 ○他市町村又は県への応援要請

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 遺体の搜索	町	(1) 遺体の搜索 (2) 検視(調査)等 (3) 応援要求
第2節 遺体の処理	町	(1) 遺体の収容及び一時保存 (2) 遺体の検視(調査)及び検案 (3) 遺体の洗浄等 (4) 遺体の身元確認及び引き渡し (5) 応援要求
第3節 遺体の埋火葬	町	(1) 死亡届書の受理、火葬(埋葬)許可証の交付 (2) 遺体の搬送 (3) 埋火葬 (4) 棺、骨つぼ等の支給 (5) 埋火葬相談窓口の設置 (6) 応援要求

第1節 遺体の搜索

1 町における措置

(1) 遺体の搜索

町は、知多南部消防組合、消防団、区、自主防災会、半田警察署、第四管区海上保安本部と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

(2) 検視（調査）等

遺体を発見したときは、その現場で警察官又は海上保安官の検視（調査※）を得た後、速やかに収容する。

現場での検視（見分）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする措置を講じる。

※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(3) 応援要求

町は、自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県に対し、遺体の搜索の実施又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

災害救助法が適用された場合の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 遺体の処理

1 町における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院等の施設の利用又は寺院・学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

このため、遺体安置に適した施設の選定を進め、必要に応じて施設の整備を図ることとする。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。

身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

町は、自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県に対し、遺体の処理の実施又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

災害救助法が適用された場合の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 遺体の埋火葬

1 町における措置

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

町は、自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村に対し、遺体の埋火葬の実施又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請し、必要に応じて県に対して応援を要求する。

なお、今後、他の市町村等との「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」の締結について、検討を進めるものとする。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することになる。

災害救助法が適用された場合の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第12章 ライフライン施設等の応急対策

■ 基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発等二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、町民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため、取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 下水管渠に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、町民の生活に多大な影響を及ぼすのみならず、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
町		<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急復旧活動（上下水道） ○ 応援の要請 ○ 応援・受援体制の確立 	
電力会社		<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常災害対策本部の設置 ○ 情報の収集と伝達 ○ 危険防止措置の実施 ○ 応急復旧活動の実施 ○ 要員、資機材等の確保 ○ 広報活動の実施 	
ガス会社		<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の設置 ○ 情報の収集 ○ 緊急対応措置の実施 ○ 応援の要請 ○ 応急復旧活動の実施 ○ 広報活動の実施 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 電力施設対策	電力会社	(1) 非常災害対策本部の設置 (2) 危険防止措置の実施 (3) 応急復旧活動の実施 (4) 要員・資機材の確保 (5) 広報活動の実施
第2節 ガス施設対策	ガス事業者	(1) 非常災害対策本部の設置 (2) 緊急対応措置の実施 (3) 応援の要請 (4) 応急復旧活動の実施 (5) 広報活動の実施
第3節 上水道施設対策	水道事業者（県、町）	(1) 応急復旧活動の実施 (2) 応援の要請 (3) 応援・受援体制の確立
第4節 下水道施設対策	下水道管理者（町）	応急復旧活動の実施
第5節 通信施設の応急 措置	町、防災関係機関	1 専用通信施設の応急措置
	放送事業者	2 放送事業の継続
第6節 ライフライン施 設の応急復旧	県、町及びライフライ ン事業者等	(1) 現地作業調整会議の開催 (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート の道路啓開

第1節 電力施設対策

1 電力会社における措置

(1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には、電力会社は、本店等に非常災害対策本部を設置する等の非常体制を講じるものとする。

(2) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

(イ) 電力会社側

a 火力設備

b 超高圧系統に関連する送変電設備

(ロ) 利用者側

- a 人命に関わる病院
- b 災害復旧の中核となる町災害対策本部、官公庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信等の機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 発電設備

発電所は供給力確保を重点に災害発生後の需給状況及び被害状況等を勘案し、変電所は重要度・被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度・被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(4) 要員・資機材の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害が発生するおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(5) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時における広報

電気の復旧状況、公衆感電事故防止を主体とした広報を、広報車、テレビ、ラジオ、Webサイト等により周知する。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(6) 電源車等の配備

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

2 県における措置

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る期間が保有する施設の非常用電源の設置

状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。

第2節 ガス施設対策

1 ガス事業者における措置

(1) 非常災害対策本部の設置

災害発生後、速やかに各ガス事業者は、本店等に非常災害対策本部を設置する等の非常体制を講じるものとする。

(2) 緊急対応措置の実施

被災施設・設備の被災状況を速やかに調査し、被害を確認したときは、直ちに応急工事を実施するとともに、ガスの漏えい若しくは爆発が発生し、又はその危険が想定される被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。

なお、供給停止を行う場合は、半田警察署及び知多南部消防組合へ通報する。

(3) 応援の要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(4) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の開栓、試点火

なお、町災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(5) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知し、さらに報道機関を通じて呼びかける。

第3節 上水道施設対策

水道事業者及び町における措置

被害施設を短期間に復旧するため、取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として、配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

(ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

(イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を

設置する。

(ウ) 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

イ 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(2) 応援の要請

水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、「水道災害相互応援に関する覚書」により、近隣水道事業者又は県へ応援を要請する。

(3) 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

第4節 下水道施設対策

下水道管理者（町）における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘察して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な場所に沈殿池や塩素消毒池を確保する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

第5節 通信施設の応急措置

1 町及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害が生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、各機関は速やかに応急措置をとる。

2 通信事業者及び移動通信事業者における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

3 放送事業者における措置

放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更又は他の番組と切り替え、放送に努める。

中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

第6節 ライフライン施設の応急復旧

県、町及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、町、ライフライン事業者等は合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第13章 海上災害対策

■ 基本方針

○ 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油排出等の災害が発生した場合における排出油等の防除活動、災害拡大防止活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
事故原因者等		○災害発生の通報 ○排出油等防除活動	→
町		○沿岸の町民への周知及び警戒区域の設定 ○沿岸漂着油等の防除措置及び巡視・警戒 ○事故施設への指導 ○他市町村・県への応援要請	
港湾・漁港管理者・漁業協同組合		○消火活動等への協力 ○港湾・漁港施設への被害防止措置	→

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
海上災害対策	海難の事故原因者等	1(1) 災害発生の通報 1(2) 排出油等の広がり防止措置 1(3) 損傷箇所の修理 1(4) 排出油等の処理 1(5) 損傷した船舶の残油等の処理
	事故発生事業所等	2(1) 災害発生の通報 2(2) 自衛消防隊等による消火活動、排出油等防除活動 2(3) 消防機関の受け入れ
	町	3(1) 沿岸の町民への周知及び警戒区域の設定 3(2) 沿岸漂着油等の防除措置及び巡視・警戒 3(3) 事故貯油等施設の所有者に対する指導 3(4) 消火及び排出した危険物の拡散防止活動 3(5) 他の市町村又は県その他の防災関係機関に対する応援要請
	港湾・漁港管理者	4 消火活動等への協力及び港湾・漁港施設に及ぶ被害の防止措置

海上災害対策

1 海難の事故原因者等（事故船舶の所有者、船舶管理者、船舶運行者、荷主、保険会社等、関係者から委託を受けた者及びこれらの代理人をいう。）における措置

(1) 災害発生のお知らせ

第四管区海上保安本部、関係機関及び付近の船舶等に災害の発生について直ちに通報する。

(2) 排出油等の広がり防止措置

オイルフェンスの展張、その他排出された油等の広がりの防止措置を講じる。

(3) 損傷箇所の修理

損傷箇所の修理、その他油等の排出の防止措置を講じる。

(4) 排出油等の処理

浮流油等及び沿岸への漂着油等の回収、油処理剤の散布等による排出油等の処理を行う。

(5) 損傷した船舶の残油等の処理

損傷した船舶の残油等の処理その他必要な防止措置を講じる。

2 事故発生事業所等における措置

(1) 災害発生のお知らせ

第四管区海上保安本部又は町等関係機関に災害の発生について直ちに通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意喚起を行う。必要と認めるときは、付近の町民に避難するよう警告する。

(2) 自衛消防隊等による消火活動、排出油等防除活動

事業所の自衛消防隊、その他の要員により、次のとおり消火活動、排出油等防除活動を実施するとともに、必要に応じ関係事業所等の応援を求める。なお、消火活動等の実施に当たっては、陸上への波及防止について十分留意して行うものとする。

ア 大量の油等の排出があった場合

(ア) オイルフェンスの展張その他排出された油等の広がりの防止措置

(イ) 損傷箇所の修理その他油等の排出の防止措置

(ウ) 残油等の他タンクへの移し替え（タンクの損傷による場合）

(エ) 排出した油等の回収

(オ) 油処理剤の散布等による排出油等の処理

イ 危険物の排出があった場合

(ア) 損傷箇所の修理

(イ) 残油等の他タンクへの移し替え（タンクの損傷による場合）

(ウ) 薬剤等による排出された危険物の処理

(エ) 火気の使用制限及びガス検知の実施

(オ) 船舶における曳航索の垂下

(カ) 船舶における安全な海域への移動及び投錨

(キ) 消火準備

ウ 海上火災が発生した場合

(ア) 放水・消火薬剤の散布

(イ) 付近にある可燃物の除去

- (ウ) 火災の発生していないタンク等への冷却放水
- (エ) 火点の制御の実施
- (オ) 船舶における曳航索の垂下
- (カ) 船舶における安全な海域への移動及び投錨

(3) 消防機関の受け入れ

事故発生事業所は、消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。また、関係機関の指揮に従い、積極的に排出油等防除活動を実施する。

3 町における措置

(1) 沿岸の町民への周知及び警戒区域の設定

直ちに漁業協同組合へ連絡し、また、付近海域への出漁漁船に対して豊浜漁業無線局及び篠島漁業無線局から無線により通報し、併せて、被害の及ぶおそれのある沿岸の町民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は町民の立入制限、退去等を命令する。

なお、警戒区域の設定に当たり必要があるときは、知事等に対して助言を求めるものとする。

(2) 沿岸漂着油等の防除措置及び巡視・警戒

海上への排出又は海上よりの流入を防ぐため、各河川の樋門を閉鎖する等の沿岸漂着油等の防除措置を講じるとともに、名古屋海上保安部、県等の関係機関に連絡を密にして地先海面の浮流油の巡視、警戒をする。

(3) 事故貯油等施設の所有者に対する指導

事業所の事故にあつては、事故貯油等施設の所有者に対し、海上への排出止措置について指導する。

(4) 消火及び排出した危険物の拡散防止活動

知多南部消防組合の消防隊を出動要請させ、名古屋海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び排出した危険物の拡散防止活動を実施する。消火活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行うものとする。

なお、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」により、(ア)ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに(イ)河川湖沼における船舶の消火活動は主として消防機関が担任し、(ア)及び(イ)以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、それぞれ相互に協力して、消火活動を行うことになっているので、これに基づき相互に緊密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施するものとする。

(5) 他の市町村又は県その他の防災関係機関に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して、応援の要請を行う。

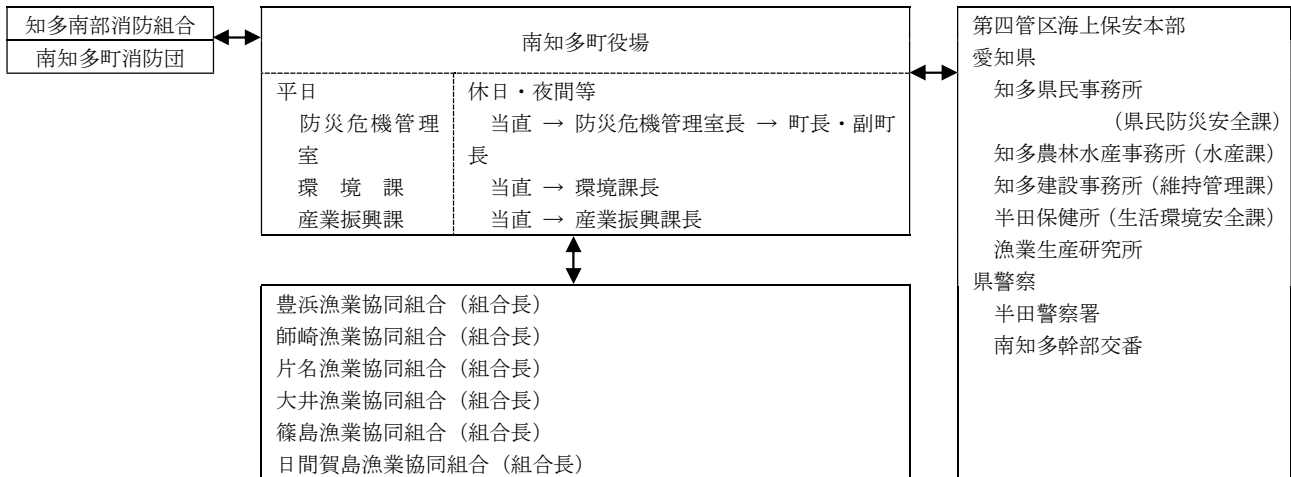
4 港湾・漁港管理者における措置

港湾・漁港管理者は、港湾・漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講ずる。

5 情報の伝達系統

海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。

なお、海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者等は直ちに第四管区海上保安本部（118番）に通報する。



6 応援協力関係

- (1) 町は、町のみでは、排出油等防除活動等の実施が困難な場合、他市町村へ要員、資機材の確保につき応援を要求する。
- (2) 第四管区海上保安本部、中部地方整備局及び町は、排出油等防除活動等を実施するに当たって必要な資機材の確保が困難な場合、県に対しその確保を要請する。
- (3) 救助・救急活動、死体の処理及び港湾施設の応急工事等の応援協力関係については、第5章「救出・救助対策」、第6章「医療救護・防疫・保健衛生対策」、第7章「地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策」第11章「遺体の取扱い」により実施する。
- (4) その他の防災関係機関及び関係企業は、名古屋海上保安部、町又は県からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第14章 航空災害対策

■ 基本方針

- 航空機の墜落炎上等による災害から町民等を守るため、関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
町		<ul style="list-style-type: none"> ○航空機事故発生 of 通報 ○警戒区域の設定 → ○町民等に対する立入制限・退去等の命令 ○救助及び消防活動 → ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ○応援要請 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
航空災害対策	町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 航空機事故発生 of 通報 (2) 警戒区域の設定及び町民等に対する立入制限・退去等の命令 (3) 救助及び消防活動 (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 (6) 他の市町村に対する応援要請 (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保 of 応援要請等

1 町における措置

(1) 航空機事故発生 of 通報

航空機事故 of 発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。

(2) 警戒区域 of 設定及び町民等に対する立入制限・退去等の命令

中部国際空港株式会社等と協力して危険防止 of ための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、町民等 of 立入制限・退去等を命ずる。

なお、警戒区域 of 設定に当たり必要があるときは、知事等に対して助言を求めるものとする。

(3) 救助及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所、遺体収容所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の死体の収容、搜索、処理活動等は、第11章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料、飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

災害の規模が大きく、町のみで対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「知多地域消防相互応援協定」、「中部国際空港消防相互応援協定」等の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

さらなる被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

2 応援協力関係

その他防災関係機関は、町、県、空港事務所等から応援の要請を受けたときは、積極的に協力して救助活動及び消防活動を実施する。

第15章 鉄道災害対策

■ 基本方針

○ 鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対し、救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
名古屋鉄道株式会社		<ul style="list-style-type: none"> ○ 中部運輸局又は国土交通省への連絡 ○ 関係列車の非常停止及び乗客の避難 ○ 救助・救急活動及び消防活動 → ○ 代替交通手段の確保 ○ 鉄道施設の応急措置 → ○ 他の鉄道事業者への応援要請 	
町		<ul style="list-style-type: none"> ○ 県への連絡 ○ 警戒区域の設定及び町民等への立入制限・退去等の命令 ○ 救助・救急活動及び消防活動 → ○ 医療班の派遣及び医療機関への搬送 ○ 応援要請 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
鉄道災害対策	名古屋鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 1(1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡等 1(2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難 1(3) 救助・救急活動及び消防活動 1(4) 代替交通手段の確保 1(5) 鉄道施設の応急措置 1(6) 他の鉄道事業者への応援要請
	町	<ul style="list-style-type: none"> 2(1) 県への連絡 2(2) 警戒区域の設定及び町民等に対する立入制限・退去等の命令 2(3) 救助・救急活動及び消防活動 2(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 2(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 2(6) 他の市町村に対する応援要請 2(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

鉄道災害対策

1 名古屋鉄道株式会社における措置

(1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡等

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県、中部運輸局又は国土交通省に連絡するとともに、必要に応じて、災害状況の周知に努めるものとする。

(2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難

大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める（第5章「救出・救助対策」参照）。

(4) 代替交通手段の確保

大規模鉄道災害が発生した場合は、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

(5) 鉄道施設の応急措置

鉄道施設の応急措置については、第7章「地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策」により実施する。

(6) 他の鉄道事業者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員及び資機材の確保の応援を要請する。

2 町における措置

(1) 県への連絡

鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受け、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 警戒区域の設定及び町民等に対する立入制限・退去等の命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、町民の立入制限、退去等を命令する。

なお、警戒区域の設定に当たり必要があるときは、知事等に対して助言を求めるものとする。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ、関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の死体の収容、搜索、処理活動等は、第11章「遺体の取扱い」により実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ、被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

町で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求める。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町（知多南部消防組合）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「知多地域消防相互応援協定」等の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

3 応援協力関係

- (1) 鉄道事業者は、応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第16章 道路災害対策

■ 基本方針

<p>○ 橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対し、救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。</p> <p>なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第18章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。</p>

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
道路管理者		<ul style="list-style-type: none"> ○道路パトロールによる巡視及び関係機関等への連絡 ○交通規制 → ○初期の救助 → ○危険物の防除活動及び避難誘導活動 ○他の道路管理者への応援要請 	
町		<ul style="list-style-type: none"> ○県、国土交通省等関係機関への連絡 ○警戒区域の設定及び町民の立入制限、退去命令 ○救助・救急活動及び消防活動 → ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ○応援要請 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
道路災害対策	道路管理者（県、町、愛知県道路公社）	1(1) 道路パトロールによる巡視及び関係機関等への連絡 1(2) 交通規制 1(3) 初期の救助及び消防活動への協力 1(4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動 1(5) 他の道路管理者への応援要請
	町	2(1) 情報収集及び県・国土交通省等関係機関への連絡 2(2) 警戒区域の設定及び町民の立入制限・退去命令 2(3) 救助・救急活動及び消防活動 2(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 2(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 2(6) 他の市町村に対する応援要請 2(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

道路災害対策

1 道路管理者における措置

- (1) 道路パトロールによる巡視及び関係機関等への連絡
大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、関係機関等に連絡する。
- (2) 交通規制
大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は迂回路の設定等の交通規制を実施する（第7章「地域安全・交通・緊急輸送対策」参照）。
- (3) 初期の救助及び消防活動への協力
道路、橋梁等の被害の状況に応じて、土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により、暫定的に交通の確保を図るとともに、初期の救助及び消防活動に協力する。
- (4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動
危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。
- (5) 他の道路管理者への応援要請
応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

2 町における措置

- (1) 情報収集及び県・国土交通省等関係機関等への連絡
大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関等に連絡する。
- (2) 警戒区域の設定及び町民の立入制限・退去命令
必要に応じ、警戒区域を設定し、町民の立入制限、退去等を命令する。
なお、警戒区域の設定に当たり必要があるときは、知事等に対して助言を求めるものとする。
- (3) 救助・救急活動及び消防活動
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の死体の収容、捜索、処理活動等は、第11章「遺体の取扱い」により実施する。
- (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保
必要に応じ、被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
なお、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材について、在庫量を把握し緊急時の調達に万全を図る。
また、建設機械については、町建設業者に要請して緊急時の調達を図る。
- (6) 他の市町村に対する応援要請

町で対処できない場合は、町建設業者等に要請して直ちに適切な措置を講ずるが、これにおいても対処できないときは、県及び他の市町村に応援を求める。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町（知多南部消防組合）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「知多地域消防相互応援協定」、「三河湾離島消防応援協定」等の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

3 応援協力関係

(1) 道路管理者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。

(2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第17章 原子力災害応急対策

■ 基本方針

- 町長は、災害対策基本法第23条の2、又は原子力災害対策特別措置法第22条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、町民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 活動態勢（組織の 動員配備）	町	(1) 町災害対策本部の設置・運営 (2) 原子力防災業務関係者の安全確保 (3) 職員の派遣要請
第2節 放射性同位元素 取扱事業所等 における放射性物 質災害発生時の 応急対策	町	(1) 事故等の発生に係る県への通報 (2) 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、退去等の措置 (3) 消防活動（消火・救助・救急） (4) 広報活動の実施 (5) 医療関係活動
第3節 核燃料物質等の 輸送中の事故に おける応急対策	町	(1) 事故の発生に係る県等への連絡 (2) 専門的知識を有する職員の派遣要請 (3) 原子力災害合同対策協議会への出席 (4) 避難指示 (5) 町民等への情報伝達活動 (6) 町民等からの問い合わせに対する対応 (7) 医療関係活動
	町（消防機関）	消防活動（消火・救助・救急）
第4節 県外の原子力発 電所等における 異常時対策	町	(1) 県内の地域が緊急事態応急対策実施区域になった場合の対応 (2) 飲料水・食品等の放射能濃度の測定 (3) 町民等への情報伝達活動 (4) 町民等からの問い合わせに対する対応 (5) 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 (6) 広域避難活動

		(7) 医療関係活動 (8) 放射性物質による汚染の除去への協力 (9) 農林水産物の採取及び出荷制限 (10) 風評被害等の影響の軽減 (11) 県外からの避難者の受入れ
--	--	--

第1節 活動態勢（組織の動員配備）

(1) 市町村災害対策本部の設置・運営

町は、町の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該市町村内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

ア 組織及び活動体制

町長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

イ 町災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

町長は、町災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

ウ 災害救助法が適用された場合の体制

町長は、町に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。

(2) 原子力防災業務関係者の安全確保

ア 原子力防災業務関係者の安全確保方針

原子力防災業務関係者の被ばく管理に関しては、県は必要に応じて、放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出しをあっせんするものであるが、原則として原子力防災業務に携わる各機関の責任で行う。

イ 防護対策

町及び防災関係機関は、必要に応じ、その管轄する原子力防災業務関係者に対し、防護服、防護マスクなどの放射線防護資機材を調達し、被災地域へ派遣された職員の安全確保に配慮する。

(3) 職員の派遣要請

ア 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条、原子力災害対策特別措置法第10条）

災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の職員のみでは不足する場合、町長は、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請することができる。

なお、知事は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請することができる。

また、原子力災害対策特別措置法第10条第1項前段に規定する事象が発生した場合は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事務所外運搬にあっては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に対し、その事態の把握のため専門知識を有する職員の派遣を要請する

ことができる。

イ 職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

町長は、町の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

なお、知事は、都道府県の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の都道府県知事に対して、職員の派遣を要請することができる。

ウ 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

災害対策基本法第29条の規定による職員の派遣について、知事は、内閣総理大臣（消防庁）に対し、町長は、知事に対してあっせんを求めることができる。

また、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、知事は内閣総理大臣（消防庁）に対し、町長は知事に対し、あっせんを求めることができる。

第2節 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策

(1) 事故等の発生に係る県への通報

町は、事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について直ちに通報する。

(2) 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、退去等の措置

町は、事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、町民等の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

(3) 消防活動（消火・救助・救急）

町は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

(4) 広報活動の実施

町及び県警察は、協同して周辺住民等に対する広報活動を行うものとする。

(5) 医療関係活動

ア 町は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。

イ 町は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第3節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策

1 町における措置

(1) 事故の発生に係る県等への連絡

町は、事業者等から、事故の概要、放射線量、除染活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、県警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

(2) 専門的知識を有する職員の派遣要請

町は、必要に応じて、国に専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

(3) 原子力災害合同対策協議会への出席

町は、国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

(4) 町民等に対する屋内退避、避難指示

町長は、必要に応じて避難指示を行う。

また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の町民等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。

(5) 町民等への情報伝達活動

町は、県、警察署等と連携して町民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

(6) 町民等からの問い合わせに対する対応

町は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに町民等からの問い合わせに対応する。

(7) 医療関係活動

ア 町は、放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。

イ 町は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

2 町（消防機関）における措置

消防活動（消火・救助・救急）

町（消防機関）は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

第4節 県外の原子力発電所等における異常時対策

(1) 県内の地域が緊急事態応急対策実施区域になった場合の対応

県外の原子力発電所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、町は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、町民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県及び関係市町村が行う応急対策について協議する。

(2) 飲料水・食品等の放射能濃度の測定

ア 町は、O I Lの基準による国からの指示に応じて放射能濃度の測定を実施し、又は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

イ 県は、OILの基準による国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果を県 Web サイト等で公表される。

(3) 町民等への情報伝達活動

町は、町民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や防災関係機関と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

(4) 町民等からの問い合わせに対する対応

町は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに県民等からの問い合わせに対応する。

(5) 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導

ア 町は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、町民等に次の方法等で情報を提供する。

- ・ 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
- ・ 同報系防災行政無線や広報車等による広報活動
- ・ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
- ・ インターネット、Web サイトの活用による情報提供

イ 町長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、町民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講ずる。

- ・ 屋内退避対象地域の住民等に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
- ・ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- ・ 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、町民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- ・ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

(6) 広域避難活動

ア 国等からの指示に基づき、町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。

なお、県は、必要に応じて避難先及び輸送ルート調整を行う。

イ 町は、国等からの指示に基づき、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、避難させる。

ウ 他の市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

(7) 医療関係活動

ア 町は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。

イ 町は、放射線被ばく者が生じた場合には、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

(8) 放射性物質による汚染の除去への協力

町は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

(9) 飲料水・食品等の摂取制限等

ア 農林水産物の採取及び出荷制限

- ・ 県は、国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示又は要請する。
- ・ 町は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

イ 汚染された食品等の流通防止

食品等が汚染された場合、県が汚染された食品等の流通防止を行う。

食品衛生法に基づく「食品中の放射性物質の新たな基準値（平成24年4月1日施行）」は次表のとおり。

対象物質	放射性セシウム ^{※1}
一般食品	100ベクレル／kg
乳児用食品 ^{※2}	50ベクレル／kg
牛乳 ^{※3}	50ベクレル／kg
飲料水	10ベクレル／kg

※1 新たな基準値では、福島原発事故後に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が1年以上のすべての核種（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）を考慮。

放射性物質を含む食品からの被ばく線量は、セシウム以外の核種は測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値では、セシウムと他の核種の比率を用いて、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間1ミリシーベルトを超えないように設定。

セシウム以外の核種に係る指標等については、原子力災害対策指針に記載され次第反映する。

※2 乳児用調整粉乳やベビーフードなど、表示内容により、乳児向けの食品と認識されるものは、「乳児用食品」の区分に含む。

※3 低脂肪乳、加工乳及び乳飲料などは、「牛乳」の区分に含む。

(10) 風評被害等の影響の軽減

ア 町は、原子力災害による風評被害等の未然防止又は被害を軽減するために、国、県、他の市町村、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。

イ 町は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国等からの説明に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。

(11) 県外からの避難者の受入れ

ア 避難者の受入れ

(ア) 緊急的な一時受入れ

町は、県より、県外からの避難者の受入れについて要請がされた場合、町の有する施設を一時的な避難所として当分の間提供するよう努める。

なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

(イ) 短期的な避難者の受入れ

町は、県外からの避難者の受入れについて要請がされた場合、町の有する施設を一時的な避難所として当分の間提供するよう努める。

(ウ) 中期的（6ヶ月から2年程度）な避難者の受入れ

町は、避難者に対して、公営住宅等の受入情報について提供を行う。

また、長期的に本町に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

イ 避難者の生活支援及び情報提供

(ア) 町は、県等と連携し、町内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

(イ) 町は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び他の県内市町村からの避難者支援に関する情報提供に努める。

第18章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

■ 基本方針

○ 危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、町民に多大な危害を加える恐れがあるため、これらの危害を防止するための応急的保安措置を実施するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
危険物等施設の所有者等		<ul style="list-style-type: none"> ○危険物等の安全な場所への移動等安全措置 ○消防署等への通報 ○初期消火活動 → 	
町（消防機関）		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○危険物所有者等への危害防止措置の指示 ○警戒区域の設定及び町民に対する立入制限、退去等の命令 ○消防隊の出動による救助及び消火活動 ○応援要請 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 危険物等施設	危険物等施設の所有者、管理者、占有者	1(1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置 1(2) 災害発生に係る消防署等への通報 1(3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動 1(4) 消防機関の受け入れ
	町（消防機関）	2(1) 災害発生に係る県への通報 2(2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示 2(3) 警戒区域の設定及び町民に対する立入制限・退去等の命令 2(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動 2(5) 他市町村に対する応援要請 2(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼
第2節 危険物等積載車両	危険物等輸送機関、 県警察、県、町	第1節「危険物等施設」に準じた措置
第3節 危険物等積載船舶	危険物等輸送機関	1 第1節「危険物等施設」に準じた措置及び第四管区海上保安本部への通報
	県警察、県、町	2 第1節「危険物等施設」に準じた措置

第1節 危険物等施設

1 危険物等施設の所有者、管理者、占有者における措置

(1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置

危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、又は注水冷却する等の安全措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る消防署等への通報

町、知多南部消防組合及び半田警察署へ、直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の町民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118番）にも通報するものとする。

(3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(4) 消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、品名及び数量、施設の配置並びに災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

2 町（知多南部消防組合）における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

災害発生について、県へ直ちに通報する。

(2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者及び占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警戒区域の設定及び町民に対する立入制限・退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、町民の立入制限、退去等を命令する。

なお、警戒区域の設定に当たり必要があるときは、知事等に対して助言を求めるものとする。

(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(5) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「知多地域消防相互応援協定」、「三河湾離島消防応援協

定」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

3 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、町、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 危険物等積載車両

危険物等輸送機関、県警察、県及び町における措置

危険物等輸送機関、県警察、県及び町は、それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第3節 危険物等積載船舶

1 危険物等輸送機関における措置

第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部（118番）へ災害発生について直ちに通報する。

2 県警察、県及び町における措置

必要に応じ、それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第19章 高圧ガス災害対策

■ 基本方針

○ 高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、町民に多大な危険を加える恐れがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
高圧ガス施設等の所有者等		○ガスの安全な場所への移動等安全措置 ○消防署等への通報	
町		○危険物等施設に準じた措置	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 高圧ガス施設	高圧ガス施設等の所有者、占有者	1(1) ガスの安全な場所への移動等安全措置 1(2) 災害発生に係る消防署等への通報
	町	2 第18章第1節「危険物等施設」に準じた措置
第2節 高圧ガス積載車両	高圧ガス輸送業者、県警察、県、中部近畿産業保安監督部、町	第18章第1節「危険物等施設」に準じた措置
第3節 高圧ガス積載船舶	高圧ガス輸送業者	第18章第1節「危険物等施設」に準じた措置及び第四管区海上保安本部への通報

第1節 高圧ガス施設

1 高圧ガス等施設の所有者、占有者における措置

(1) ガスの安全な場所への移動等安全措置

製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る消防署等への通報

町長及び知多南部消防組合に直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の町民に避難するよう警告する。

2 町における措置

第18章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

3 応援協力関係

その他の防災機関及び特定事業所等は、町、県又は災害発生事業所からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 高圧ガス積載車両

高圧ガス輸送業者、県警察、県（防災局）、中部近畿産業保安監督部及び町における措置

高圧ガス輸送業者、県警察、県、中部近畿産業保安監督部及び町は、それぞれ第18章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

第3節 高圧ガス積載船舶

高圧ガス輸送業者の措置

第18章第1節「危険物等施設」の場合に準じた安全措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部（118番）へ災害発生について直ちに通報する。

第20章 火薬類災害対策

■ 基本方針

○ 火薬類施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、町民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
火薬類施設等の所有者等		○火薬類の安全な場所への移動等安全措置 ○県警察等への通報	
町		○県への通報 ○火薬類所有者等への危害防止措置の指示及び警戒区域の設定 ○消防隊の出動による救助及び消火活動 ○応援要請	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 火薬類関係施設	火薬庫又は火薬類の所有者、占有者	1(1) 火薬類の安全な場所への移動等の安全措置 1(2) 災害発生に係る県警察等への通報
	町	2(1) 災害発生に係る県への通報 2(2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定 2(3) 消防隊の出動による救助及び消火活動 2(4) 他市町村に対する応援要請 3(5) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼
第2節 火薬類積載車両	火薬類輸送機関	1 第1節「火薬類関係施設」に準じた措置
	町	2 第1節「火薬類関係施設」に準じた措置
第3節 火薬類積載船舶	火薬類輸送機関	1 第1節「火薬類関係施設」に準じた措置
	県警、県、中部近畿産業保安監督部、町	2 第1節「火薬類関係施設」に準じた措置

第1節 火薬類関係施設

1 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者における措置

(1) 火薬類の安全な場所への移動等の安全措置

火薬類を安全地域に移動させる余裕のある場合には、これを移動させ、かつ見張人を配置し、移動させる余裕のない場合には水中に沈め、又は火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講ずる等

安全な措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る県警察等への通報

半田警察署及び町に直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の町民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118番）にも通報するものとする。

2 町における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

災害発生について、県へ直ちに通報する。

(2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定

火薬類の所有者、管理者及び占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、町民の立入制限退去等を命令する。

なお、警戒区域の設定に当たり必要があるときは、知事等に対して助言を求めるものとする。

(3) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(4) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「知多地域消防相互応援協定」、「三河湾離島消防応援協定」等の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(5) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

3 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、町、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 火薬類積載車両

1 火薬類輸送機関の措置

第1節「火薬類関係施設」に準じた措置を講ずるほか、鉄軌道車両について災害が発生した場合は、中部運輸局へも通報する。

2 町における措置

第1節「火薬類関係施設」に準じた措置を講ずる。

第3節 火薬類積載船舶

1 火薬類輸送機関の措置

第1節「火薬類関係施設」1(1)に準じた措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部及び中部運輸局へ災害発生について直ちに通報する。

2 県警、県、中部近畿産業保安監督部及び町における措置

必要に応じ、それぞれ第1節「火薬類関係施設」に準じた措置を講ずる。

第21章 大規模な火事災害対策

■ 基本方針

○ 大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）による被害の拡大を防御し、及び軽減を図る。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
町		<ul style="list-style-type: none"> ○ 県への連絡 ○ 避難情報 <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒区域の設定及び町民に対する立入制限・退去等命令 ○ 消防ポンプ自動車等による消防活動 <ul style="list-style-type: none"> ○ 応援要請 ○ 救助・救急活動 → ○ 医療班の派遣及び医療機関への搬送等 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
大規模な火事災害対策	町（消防機関）	<ul style="list-style-type: none"> 1(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 1(2) 避難情報 1(3) 警戒区域の設定及び町民に対する立入制限・退去等命令 1(4) 消防ポンプ自動車等による消防活動 1(5) 県及び他市町村への応援要請 1(6) 救助・救急活動 1(7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1(8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

大規模な火事災害対策

1 町における措置

(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡

発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき又は自ら発見したときは、県、知多南部消

防組合及び半田警察署に連絡する。

(2) 避難情報

町民等の避難の指示等については、第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。

(3) 警戒区域の設定及び町民に対する立入制限・退去等命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、町民の立入制限、退去等を命令する。

なお、警戒区域の設定に当たり必要があるときは、知事等に対して助言を求めるものとする。

(4) 消防ポンプ自動車等による消防活動

直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。

(5) 県及び他市町村への応援要請

町で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求める。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「知多地域消防相互応援協定」、「三河湾離島消防応援協定」等の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 救助・救急活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

(7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の死体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

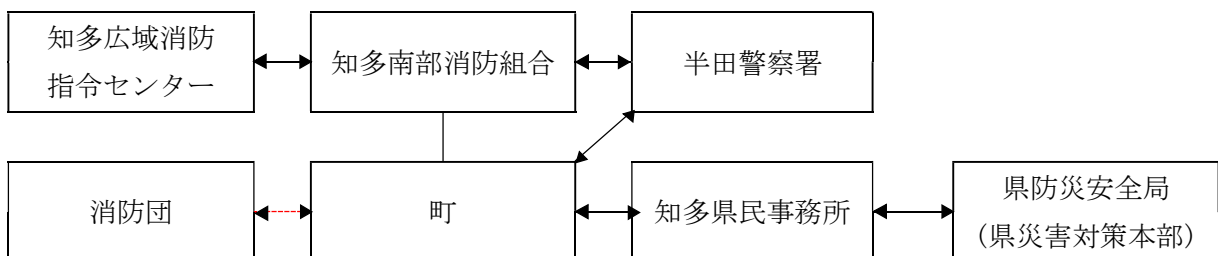
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

2 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



3 応援協力関係

- (1) 町（知多南部消防組合）又は県は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するに当たって、必要があると認めるときは、県警察へ先導等を依頼する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第22章 林野火災対策

■ 基本方針

○ 火災による広範囲にわたる林野の焼失等（以下「大規模な林野火災」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
町		<ul style="list-style-type: none"> ○ 県への連絡 ○ 避難情報 <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒区域の設定及び町民に対する立入制限・退去等命令 ○ 防火水槽、自然水利等による消防活動 <ul style="list-style-type: none"> ○ 応援要請 ○ 救助・救急活動 → ○ 医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ○ 県への防災ヘリコプター出動要請 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
林野火災対策	町（消防機関）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 (2) 避難情報 (3) 警戒区域の設定及び町民に対する立入制限・退去等命令 (4) 防火水槽、自然水利等による消防活動 (5) 県及び他市町村への応援要請 (6) 救助・救急活動 (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 (8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等 (10) 県及び中部森林管理局名古屋事務所に対する林野火災対策用資機材の確保要請 (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請

林野火災対策

町における措置

- (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡
発見者等から大規模な林野火災の連絡を受け、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 避難情報
町民等の避難の指示等については、第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。
- (3) 警戒区域の設定及び町民に対する立入制限・退去等命令
必要に応じ、警戒区域を設定し、町民の立入制限、退去等を命令する。
なお、警戒区域の設定に当たり必要があるときは、知事等に対して助言を求めるものとする。
- (4) 防火水槽、自然水利等による消防活動
直ちに火災現場に出動し、防火水槽、自然水利等を活用し、消防活動を実施する。
- (5) 県及び他市町村への応援要請
町のみで対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求める。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「知多地域消防相互応援協定」、「三河湾離島消防応援協定」等の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (6) 救助・救急活動
必要に応じ、関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。
- (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めによる。
- (8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保
必要に応じ、被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。
- (10) 県及び中部森林管理局名古屋事務所に対する林野火災対策用資機材の確保要請
林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び中部森林管理局名古屋事務所へその確保の応援を要求する。
- (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請
空中消火活動の必要があると認められる場合は、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する

第23章 住宅対策

■ 基本方針

- あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、町民の生命の保護を図る。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 町は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
町			《被災宅地危険度判定の実施》 ○被災宅地危険度判定実施本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の実施 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《被災宅地の調査》 ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請 ○建設用地の確保 ○入居者の選定・運営管理 《住宅の応急修理》 ○応急修理の実施の補助 《障害物の除去》 ○障害物の除去の実施

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 被災宅地の危険 度判定	町	(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置 (2) 被災宅地危険度判定活動の実施
第2節 被災住宅等の調 査	町	被災住宅等の調査
第3節 公共賃貸住宅等 への一時入居	県、町、住宅供給公社、 都市再生機構	(1) 提供する住宅の選定・確保 (2) 相談窓口の開設 (3) 一時入居の終了 (4) 使用料等の軽減措置 (5) 応援協力の要請
第4節 応急仮設住宅の 設置及び管理運 営	県	(1) 応援協力の要請 (3) 応急仮設住宅の建設 (4) 民間賃貸住宅の借上げ
	町	(2) 建設用地の確保 (5) 被災者の入居及び管理運営
第5節 住宅の応急修理	県	応急修理の実施
	町	応急修理に関する補助事務
第6節 障害物の除去	町	1(1) 障害物の除去の実施 1(2) 他市町村又は県に対する応援要求
	県	2 応援協力の要請

第1節 被災宅地の危険度判定

町における措置

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

町の区域で被災宅地危険度判定を実施するに当たり、町災害対策本部の中に町被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

(2) 被災宅地危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

第2節 被災住宅等の調査

町における措置

町は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮

設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における町民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

県、町、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、町及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定に当たっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は、被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであることから、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては、被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災により多額の経済的負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等について、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 応援協力の要請

被災者数が多く、町内で用意した戸数では対応が難しい場合は、県に対して、国を通じた他の都道府県による被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 県及び町における措置

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

町は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

町は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として町が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、町の基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。

ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた町長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

町は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

風水害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として町に委託し、町がこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として町に委託し、町が行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用等

(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、町が行う。

第5節 住宅の応急修理

1 県における措置

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

ア 応急修理を受ける者の範囲

(ア) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に半壊した者

イ 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

2 町における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

3 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。
災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、町が行う。

第6節 障害物の除去

1 町における措置

(1) 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等を対象に行うものとする。

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が、居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれ、現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

町は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することになる。

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第24章 学校における対策

■ 基本方針

- 災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。
- 災害のため平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保は県教育委員会・町教育委員会・私立学校設置者等が、教科書・学用品等の給与は町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象警報等の把握・伝達 ○ 臨時休業等の措置 ○ 避難の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育施設の確保 ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 ○ 教科書等の支給 ○ 応援の要求

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	町	(1) 気象警報等の把握・伝達 (2) 臨時休業等の措置 (3) 避難等
第2節 教育施設及び教職員の確保	町	(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施 (2) 教職員の確保 (3) 他市町村教育委員会等に対する応援要求
第3節 応急な教育活動についての広報	町	広報・周知活動の実施
第4節 教科書・学用品等の給与	町	1(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 1(2) 他市町村又は県に対する応援要請

第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

町における措置

(1) 気象警報等の把握・伝達

学校に対して、特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。

また、保育園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 県立学校

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

イ 町立学校

町教育委員会から各学校等に対して伝達する。

なお、町に対する災害等に係る情報の伝達は、第3章「情報の伝達・収集・広報」による。

(2) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童・生徒等の安全の確保が困難であると予想される場合には、次により臨時休業等の措置を講じる。

ア 県立学校

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は、速やかに県教育委員会に報告する。

イ 小中学校

災害の発生が予想される場合は、町教育委員会又は各学校長が行うものとする。ただし、各学校長が行う場合は、町教育委員会と協議し、町教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

町災害対策本部から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、町と緊密な連絡を講じるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

町における措置

(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

町の教育委員会は、教育施設の被災並びに校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、次の措置を講ずる。

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きい校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

町内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について町と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童・生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添うものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

(3) 他市町村教育委員会等に対する応援要求

町教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

町における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童・生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 町における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

町は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、かつ、これらを入手することができず就学上支障がある町立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

町は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については、町長への委任を想定しているため、町が実施することになる。

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。